

# 平成 22 年度 第 1 回 木津川上流管内河川レンジャー(試行)懇談会 議 事 要 旨

(開催要領)

開催日時：平成 22 年 12 月 6 日(月) 10:00～

開催場所：名張産業振興センターASPIA (1F アスピアⅡ)

(議事次第)

1. 平成 22 年度実施スケジュールについて
2. 平成 22 年度河川レンジャー年間活動計画について
3. 運営要領(案)及び同細則(案)の改訂について
4. 平成 22 年度公募について
5. 平成 22 年度審査要領(案)について
6. その他

(議事内容)

## 1. 開会

事務局より配布資料の確認ならびに出席会員の紹介後、懇談会開催に際しての挨拶が行われた。

## 2. 平成 22 年度実施スケジュールについて

木本会長の議事進行のもと、事務局より資料-1 に基づき説明が行われ、原案のとおり平成 22 年度の実施スケジュール(案)が決定された。

## 3. 平成 22 年度河川レンジャー年間活動計画について

木本会長の議事進行のもと、廣岡・溝延河川レンジャーより第 1 回レンジャー会議で決定された平成 22 年度河川レンジャー年間活動計画(資料-2)の説明ならびに平成 22 年度に実施した 2 件の活動報告が行われた。

本議題に関しての会員の主な意見は以下のとおりとし、それらを踏まえ、今後の河川レンジャーの活動に反映していくこととした。

○「川下り」等で川の中に入られているが、水質状況はどうか。

→ 活動実施場所の水質は環境基準値内ではあるが、見た目や匂いに少し抵抗がある。

農業集落排水事業も進んでおり将来的にはきれいな川になると思うが、子ども達にもう少し上流のきれいな川で遊ばせてあげたい。

今年度は奈良に住んでいる子供たちからの参加もあり、「自分たちの住む町の川に比べてきれい」といった意見もいただいている。

○「名張川ホテル再生に向けて」の中で、川魚の試食会を計画されているが、水質状況等

より可能であるか。

→ これまでの活動の中でも実施しているが、地元の方も食べている上流のきれいな川から調達している。また、試食を行う際は火を通したものを提供している。

○「冬の野鳥観察会(in伊賀市)」について、伊賀市や名張市で野鳥観察を行っている団体等はあるか。また、それらの団体等との連携は可能か。

→ 野鳥観察を行っている団体はあるが、子供や一般の方を対象とした活動は少ない。今まではお互いの活動をあまり知らない状況であったが、講師として参加していただく等、連携を図っていくことは可能である。

○「名張川ホタル再生に向けて」について、ホタルは小さな川であり大水のこない環境に生息すると考えられるが、名張川ではどうか。

→ 名張川本川の横を流れる川は、水量も少なくホタルの生息に適した環境が整っており、これまでも生息が確認されていたが、地元の方に話を聞くと、工事の影響かどうか原因はわからないが、去年は確認できなかったと聞いている。

現在の名張川がホタルの生息できる環境なのか、また生息するにはどうすればよいのか等について継続的に活動を実施して考えていきたい。

ホタルはあまりきれいな水には生息しないが、ホタルを通じて住民を川に近づけ、地域の活性化につなげたい。

→ ホタルについての活動は大々的な広報を行うと専門業者等により捕獲されることも考えられるため、地域内で実施していく等の工夫が必要。

○「名張川遊歩道の改善、河川敷における生物観察・水遊び用のビオトープづくり」について、河川管理者への届出が必要か。

→ 小規模で自由使用の範疇であれば届出の必要はないと考えられる。

施設の継続的な維持管理も含めて今後検討していきたい。

→ ビオトープについては、河川敷内にあえて設置する必要はないのではないか。出水等で流されてしまうため、自然にできた箇所を探されるほうが良いのではないかと考えている。

→ 候補地の現地調査も行っており、人通りが多い場所に設置したいと考えている。

また、川遊びも兼ねて自分たちで作ることに関心が深まると考えている。

→ 候補地の現地調査も行っており、人通りが多い場所に設置したいと考えている。

○各活動で実施しているアンケート調査は、活動の評価や今後の活動計画において貴重な材料となるため、継続して実施していただきたい。

これまでのアンケート調査でどのような意見を得られているか、またそれらの意見をどのように活動活かしているのか。

→ アンケートでは、「河川レンジャーを知っているか」「今後も河川レンジャー活動に参加したいか」等について調査を行っており、河川レンジャーについては「知らない」人が多く、活動については「楽しかった」「今後も参加したい」といった意見を多くいただいている。

また、保護者からは、「家族ではこのような活動はできないため今後も参加させてあげたい」といった意見をいただいている。

→ アンケートでは様々な意見をいただいております、これらを整理し河川レンジャーの性格

や地域連携の方策を含めて今後議論していきたい。

#### 4. 運営要領(案)及び同細則(案)の改訂について

木本会長の議事進行のもと、事務局より資料-3に基づき説明が行われた。

本議題に関しての会員の主な意見は以下のとおりとし、それらを踏まえ事務局にて一部修正を行うことで運営要領(案)及び同細則(案)の改訂は承認された。

○河川レンジャーの任期について、予算等を考慮すると年度をまたいで設定することは望ましくないため、現行のとおり「当該年度」とすべき。

→ 現行のとおりに修正する。

#### 5. 平成 22 年度公募について

木本会長の議事進行のもと、事務局より資料-4に基づき説明が行われ、さらに、河川レンジャーの任命までのプロセスについての検討事項(資料-4(別紙))の説明が行われた。

河川レンジャーの応募資料について、会員からの意見により事務局にて一部修正を行うとともに、検討事項が原案のとおり承認されたため、応募資料ならびに運営要領(案)及び同細則(案)の該当条項の改定(案)を作成し、後日会員の承認を得ることとした。

本議題に関しての会員の主な意見は以下のとおり。

○プレゼンテーションは、応募要件ではなく推薦委員会による審査の内容ではないか。

→ 応募要件から削除し「選考方法」等の欄を新規に追加する。

○河川レンジャーの活動内容は、過去の活動内容を記載した方が応募者にわかりやすいのではいか。

→ 応募書(概要版)の活動内容を過去の活動内容に修正する。

#### 6. 平成 22 年度審査要領(案)について

木本会長の議事進行のもと、事務局より資料-5に基づき説明が行われた。

なお、任命までのプロセスについての検討事項の承認を受けて、運営要領(案)等と同様に、審査要領(案)の該当箇所について改定(案)を作成後、後日会員の承認を受けることとした。

#### 7. その他

木本会長の議事進行のもと、当日参加していただいた一般の傍聴者より各議事に関するご意見をいただいた。

一般の傍聴者からのご意見は以下のとおり。

○河川レンジャーについて知らなかったが、地域の河川のために活動する河川レンジャーが3人もいることは心強い。これからも広げていただきたい。

#### 8. 閉会

近畿地方整備局木津川上流河川事務所 佐中所長より閉会の挨拶が行われ、「平成 22 年度 第 1 回 木津川上流管内河川レンジャー(試行)懇談会」を閉会した。

# 平成 22 年度 第 1 回 木津川上流管内河川レンジャー(試行)懇談会

## 次 第

日時：平成 22 年 12 月 6 日(月) 10:00～

場所：名張産業振興センターASPIA (1F アスピア )

- |                              |      |
|------------------------------|------|
| 1. 平成 22 年度実施スケジュールについて      | 資料-1 |
| 2. 平成 22 年度河川レンジャー年間活動計画について | 資料-2 |
| 3. 運営要領(案)及び同細則(案)の改訂について    | 資料-3 |
| 4. 平成 22 年度公募について            | 資料-4 |
| 5. 平成 22 年度審査要領(案)について       | 資料-5 |
| 6. その他                       |      |

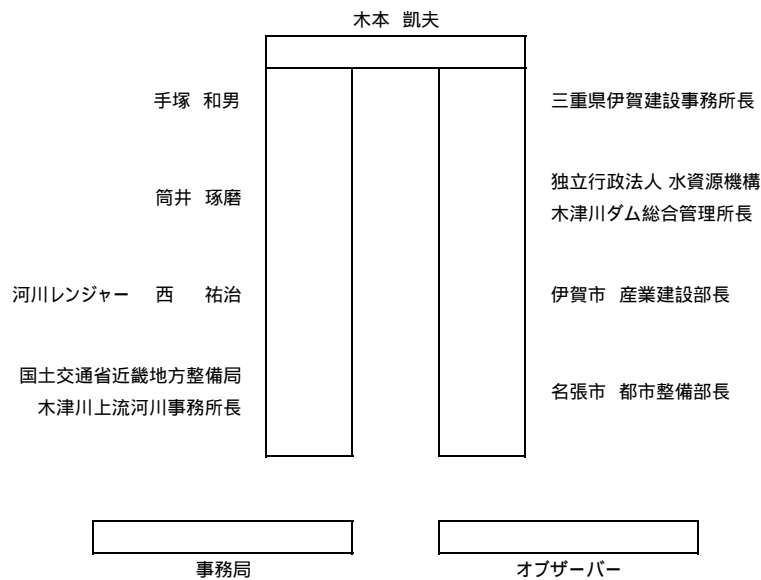
平成22年度 第1回 木津川上流管内河川レンジャー(試行)懇談会 会員名簿

日時：平成22年12月6日(月) 10:00～

場所：名張産業振興センターASPIA (1F アスピア)

	分類	氏名	所属等	備考
懇談会会員	学識経験者 及び見識者	木本 凱夫	元三重大学大学院生物資源学共生環境学	
		手塚 和男	三重大学教育学部教育学科 教授	
		筒井 琢磨	皇學館大学社会福祉学部 教授	
	河川レンジャー	西 祐治	レンジャー会議座長	
	自治体	松田 肇	三重県伊賀建設事務所長	
		神矢 弘	独立行政法人 水資源機構 木津川ダム総合管理所長	
		松本 秀喜	伊賀市 産業建設部長	
		杉永 光价	名張市 都市整備部長	
	国土交通省	佐中 康起	国土交通省 近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長	

【配席表】

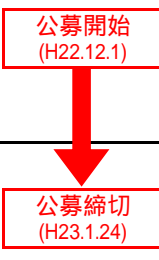


平成22年度 木津川上流管内河川レンジャー(試行)

## 実施スケジュール(案)

平成22年度 木津川上流管内河川レンジャー(試行) 実施スケジュール(案)

年月	運営内容	現河川レンジャー	新規河川レンジャー	
平成22年	4月			
	5月			
	6月		河川レンジャー活動(実施済) PR活動 実施月日:6月5日(土) 実施場所:名張市旧細川邸やなせ宿	
	7月		河川レンジャー活動(実施済) 川下り・カヌー体験 実施月日:7月24日(土) 実施場所:伊賀市沖地区 (木津川河川敷他)	
	8月			
	9月			
	10月		平成22年度 年間活動計画(案)作成	
	11月	H22.11.12(金) 第1回 レンジャー会議 河川レンジャー年間活動計画の決定等		
	12月	H22.12.6(月) 第1回 懇談会 運営要領(案)改訂、平成22年度公募等	河川レンジャー活動(実施済) 名張川隣接トイレ設置状況調査 実施月日:12月1日(水)・2日(木) 実施場所:名張川(滝の原口~夏秋区間)	
	平成23年	1月	H23.1.29(土) 木津川上流発見講座	河川レンジャー活動(予定) 冬の野鳥観察会(in伊賀市) 実施月日:1月22日(土) 実施場所:木津川
2月		H23.2.5(土) 河川レンジャー養成講座		講座受講
		H23.2中旬 プレゼンテーション 第1回 推薦委員会 河川レンジャー候補者の決定	河川レンジャー活動(予定) 名張川遊歩道の改善、河川敷における生物観察・水遊び用のピオトープづくり 実施月日:2月6日(日) 実施場所:名張川(新夏見橋下遊歩道他)	河川レンジャー希望者登録 プレゼンテーション実施
		H23.2中旬 第2回 レンジャー会議 河川レンジャー予定者の決定	河川レンジャー活動(予定) 名張川ホタル再生に向けて 実施月日:2月12日(土) 実施場所:名張川(名張市旧細川邸やなせ宿)	
		H23.2下旬 河川レンジャーの任命(事務所長)	河川レンジャー活動(予定) 木津川上流管内・淀川管内河川レンジャー・市民活動団体交流会議 実施月日:2月下旬 実施場所:未定	任命
3月		H23.3初旬 第3回 レンジャー会議 平成22年度事業報告、河川レンジャーの再任、次年度事業計画 H23.3初旬 第2回 懇談会 事業報告、次年度事業計画の決定等 H23.3下旬 第4回 レンジャー会議 平成23年度河川レンジャー年間活動計画の決定	再任  平成23年度 年間活動計画(案)作成	
4月~			活動実施(H24.3まで)	



平成22年度 木津川上流管内河川レンジャー(試行)

平成22年度河川レンジャー年間活動計画



木津川上流管内河川レンジャー(試行)

平成22年度河川レンジャー年間活動計画 総括表

実施予定日時	活動名	実施予定場所	担当河川レンジャー
平成22年12月1日(水) 10:00 ~ 15:00 平成22年12月2日(木) 10:00 ~ 15:00 (計10時間)	名張川隣接トイレ設置状況調査	名張川両岸 (滝の原口 ~ 夏秋区間)	溝延 克彦
平成23年1月22日(土) 9:00 ~ 12:00 ( 3時間)	冬の野鳥観察会(in伊賀市)	木津川	西 祐治
平成23年2月6日(日) 10:00 ~ 16:00 ( 6時間)	・名張川遊歩道の改善 ・河川敷における生物観察・水遊び用の ピオープづくり	・新夏見橋下 左岸遊歩道 ・名張川河川敷	溝延 克彦
平成23年2月12日(土) 9:30 ~ 15:30 ( 6時間)	名張川ホテル再生に向けて	名張川 (名張市旧細川邸 やなせ宿他)	廣岡 伸幸
平成23年2月下旬 13:30 ~ 16:30 ( 3時間)	木津川上流管内・淀川管内河川レン ジャー・市民活動団体交流会議	未定	西 祐治 廣岡 伸幸 溝延 克彦

# 木津川上流管内河川レンジャー(試行) 年間活動計画

活動の実施予定日時をご記入下さい。      活動名(仮称可)をご記入下さい。      活動の目的を具体的にご記入下さい。  
 主な活動内容をご記入下さい。      活動予定場所をご記入下さい。      参加予定者をご記入下さい。  
 予定する募集方法(媒体含む)をご記入下さい。      活動に必要な支援があればご記入下さい。      参考費用をご記入下さい。(内訳は別添可)

河川レンジャー氏名	西 祐治
-----------	------

活動実施予定日時	活動名(仮称可)	活動目的 活動内容	活動予定場所	参加予定者 募集方法	活動に必要な支援	概算費用 (万円)
平成 23 年 1 月 22 日(土) 9:00 ~ 12:00 ( 3 時間)	冬の野鳥観察会 ( i n 伊賀市)	(活動目的) ・伊賀市、木津川河川敷での野鳥観察会 ・木津川の歴史と下流域とのつながりを学ぶ	木津川	(参加予定者) ・一般市民 ・小学生 ・淀川管内河川レンジャー	・会場 ・講師	16  (内訳) ・講師料 30,000 円 ・移動バス代 30,000 円 ・備品レンタル代 100,000 円
		(主な活動内容) ・冬の時期の野鳥観察を行う中で、川に住む生物の生態を学ぶ ・木津川下流とのつながりと歴史を学ぶ		(募集方法) ・インターネット ・チラシ ・淀川管内河川レンジャーへの呼びかけ		
平成 23 年 2 月下旬 13:30 ~ 16:30 ( 3 時間)  西、廣岡、溝延共催	木津川上流管内・淀川管内河川レンジャー・市民活動団体交流会議	(活動目的) ・上下流の河川レンジャー会議を開催し、レンジャー活動の抱える問題点等について討議し今後の活動に生かす。 ・市民活動団体との交流を深め、連携した活動実践等について検討を行う。	未定	(参加予定者) ・淀川管内河川レンジャー ・市民活動団体 ・行政関係者 (河川事務所関係者他)	会場	未定
		(主な活動内容) ・レンジャー制度の問題点の確認 ・活動を行う上での参考情報の入手と供与 ・市民活動団体との意見交換会		(募集方法) 淀川管内河川レンジャー、市民活動団体、行政関係者への呼びかけ		

# 木津川上流管内河川レンジャー(試行) 年間活動計画

活動の実施予定日時をご記入下さい。  
 活動名(仮称可)をご記入下さい。  
 活動の目的を具体的にご記入下さい。  
 主な活動内容をご記入下さい。  
 活動予定場所をご記入下さい。  
 参加予定者をご記入下さい。  
 予定する募集方法(媒体含む)をご記入下さい。  
 活動に必要な支援があればご記入下さい。  
 参考費用をご記入下さい。(内訳は別添可)

河川レンジャー氏名	廣岡 伸幸
-----------	-------

活動実施予定日時	活動名(仮称可)	活動目的 活動内容	活動予定場所	参加予定者 募集方法	活動に必要な支援	概算費用 (万円)
平成 23 年 2 月 12 日(土) 9:30 ~ 15:30 ( 6 時間)	名張川ホタル再生に向けて	(活動目的) ・名張川(やなせ宿)ホタル再生 ・川魚を試食し、食文化を学ぶ	名張川 (名張市旧細川邸 やなせ宿他)	(参加予定者) ・名張地区まちづくり 推進協議会 ・一般市民	・会場 ・講師	11  (内訳) ・講師料 30,000 円 ・食材 70,000 円 ・会場費 10,000 円
		(主な活動内容) ・ホタル再生に向けての意見交換会 ・川魚料理試食での食文化学習		(募集方法) ・インターネット ・チラシ		
平成 23 年 2 月下旬 13:30 ~ 16:30 ( 3 時間)  西、廣岡、溝延共催	木津川上流管内・淀川管内河川 レンジャー・市民活動団体交流 会議	(活動目的) ・上下流の河川レンジャー会議を開催し、レンジャー活動の抱える問題点等につ いて討議し今後の活動に生かす。 ・市民活動団体との交流を深め、連携した活動実践等について検討を行う。	未定	(参加予定者) ・淀川管内 河川レンジャー ・市民活動団体 ・行政関係者 (河川事務所関係者他)	会場	未定
		(主な活動内容) ・レンジャー制度の問題点の確認 ・活動を行う上での参考情報の入手と供与 ・市民活動団体との意見交換会		(募集方法) 淀川管内河川レンジャー、 市民活動団体、行政関係 者への呼びかけ		

# 木津川上流管内河川レンジャー(試行) 年間活動計画

活動の実施予定日時をご記入下さい。      活動名(仮称可)をご記入下さい。      活動の目的を具体的にご記入下さい。  
 主な活動内容をご記入下さい。      活動予定場所をご記入下さい。      参加予定者をご記入下さい。  
 予定する募集方法(媒体含む)をご記入下さい。      活動に必要な支援があればご記入下さい。      参考費用をご記入下さい。(内訳は別添可)

河川レンジャー氏名	溝延 克彦
-----------	-------

活動実施予定日時	活動名(仮称可)	活動目的 活動内容	活動予定場所	参加予定者 募集方法	活動に必要な支援	概算費用 (万円)
平成 22 年 12月1日(水) 10:00~15:00 12月2日(木) 10:00~15:00  (10時間)	名張川隣接トイレ設置状況調査	(活動目的)  ・名張川に関心を持っていただいている人が、身近な遊びや自然体験の場にする時のトイレの利用箇所の調査、トイレマップの作成を行い、街づくりの基礎資料とするとともに、河川滞在者の便宜に供する。	名張川兩岸 (滝の原口~夏秋区間)	(参加予定者)  レンジャー自身が実施	なし	未定
		(主な活動内容)  ・名張川(滝の原口~夏秋)に到る区間において、隣接する公共、準公共のトイレ設置状況を知る。		(募集方法)  なし		
平成 23 年 2 月 6 日(日) 10:00 ~ 16:00 ( 6 時間)	・名張川遊歩道の改善 ・河川敷における生物観察・水遊び用のピオトープづくり	(活動目的)  ・名張川遊歩道(糸川橋~沖津藻大橋)区間で、歩行に障害のある箇所(新夏見橋下左岸)に川の石を敷き、遊覧者のための歩行環境の改善を図る。  ・安全の確保が十分なピオトープ(水深 20cm 程度)を河川敷に設置し、生物(動植物の生育調査)・水遊びのできる場を提供する。	・新夏見橋下 左岸遊歩道  ・名張川河川敷	(参加予定者)  ・市民活動団体 ・一般市民 (20名)	・軍手 ・お茶 ・昼食	未定
		(主な活動内容)  ・河川敷よりグリ石を拾い上げ、歩行路の改良を行なう。(約 15m×1m)  ・河川敷内でのピオトープづくり。(5m×5m 程度)進入路の整地。		(募集方法)  ・市民活動団体(自然観察等)への呼びかけ ・チラシ ・インターネット		

## 木津川上流管内河川レンジャー(試行) 年間活動計画

活動実施予定日時	活動名(仮称可)	活動目的 活動内容	活動予定場所	参加予定者 募集方法	活動に必要な支援	概算費用 (万円)
平成 23 年 2 月下旬 13:30 ~ 16:30 ( 3 時間)  西、廣岡、溝延共催	木津川上流管内・淀川管内河川 レンジャー・市民活動団体交流 会議	(活動目的)  ・ 上下流の河川レンジャー会議を開催し、レンジャー活動の抱える問題点等について討議し今後の活動に生かす。 ・ 市民活動団体との交流を深め、連携した活動実践等について検討を行う。	未定	(参加予定者)  ・ 淀川管内 河川レンジャー ・ 市民活動団体 ・ 行政関係者 (河川事務所関係者他)	会場	未定
		(主な活動内容)  ・ レンジャー制度の問題点の確認 ・ 活動を行う上での参考情報の入手と供与 ・ 市民活動団体との意見交換会		(募集方法)  淀川管内河川レンジャー、 市民活動団体、行政関係 者への呼びかけ		
		(活動目的)		(参加予定者)		
		(主な活動内容)		(募集方法)		
		(活動目的)		(参加予定者)		
		(主な活動内容)		(募集方法)		

## 木津川上流管内河川レンジャー(試行) 活動実施報告(参考)

活動実施日時	活動名	担当河川レンジャー	活動目的 活動内容	活動場所	参加者 募集方法
平成 22 年 6 月 20 日(日) 平成 22 年 7 月 17 日(土) 9:00 ~ 12:00 ( 6 時間)	名張川での鮎釣り環境調査	溝延 克彦	(活動目的) ・鮎釣りの人のトイレ利用状況を調査	・名張川比奈知河川敷 ・名張川夏見近辺河川敷	(参加者) -
			(主な活動内容) ・トイレの利用状況を調査し、将来の釣環境改善策実施の参考資料とする。		(募集方法) -
平成 22 年 6 月 5 日(土)	やなせ宿での 河川レンジャーパネル展示	西 祐治 廣岡 伸幸 溝延 克彦	(活動目的) ・来場者への河川レンジャー活動の PR	名張市 旧細川邸やなせ宿	(参加者) ・イベント 来場者
			(主な活動内容) ・名張地区まちづくり推進協議会が主催する「やなせ祭り」に参加し、河川レンジャー活動や河川行政のパネル展示など来場者に PR を行い、理解をいただいた。		(募集方法) -
平成 22 年 7 月 24 日(土) 8:00 ~ 15:00 ( 7 時間)	川下り・カヌー体験	西 祐治 廣岡 伸幸 溝延 克彦	(活動目的) ・木津川での川下りやカヌー体験、生物観察をなど、参加者に自然に親しむ場を提供し、川への関心を深めてもらう。	伊賀市沖地区 (木津川河川敷他)	(参加者) ・100 名
			(主な活動内容) ・川下りの実施 ・カヌーの運転 ・自家製ペットボトル筏の運転		(募集方法) ・チラシ

平成22年度 木津川上流管内河川レンジャー(試行)

運営要領(案)及び同細則(案) 改訂(案)

木津川上流管内河川レンジャー(試行)  
運営要領(案)及び同細則(案)

木津川上流管内河川レンジャー(試行) 懇談会



運営要領(案) 現行	運営要領(案) <b>改訂案</b>	細則(案) 現行及び <b>改訂案</b>	運営要領(案)及び細則(案) <b>改訂理由</b>
<p><b>木津川上流管内河川レンジャー(試行)運営要領(案)</b></p> <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条-第4条)</p> <p>第2章 木津川上流管内河川レンジャー(第5条-第22条)</p> <p>第3章 木津川上流管内河川レンジャー懇談会(第23条-第36条)</p> <p>第4章 木津川上流管内河川レンジャー会議(第37条-第43条)</p> <p>第5章 木津川上流管内河川レンジャー推薦委員会(第44条-第50条)</p> <p>第6章 雑則(第51条)</p> <p>附則</p>			
<p><b>第1章 総則</b></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この運営要領(案)は、木津川上流河川事務所管内(以下「木津川上流管内」という。)において活動する木津川上流管内河川レンジャー(以下「河川レンジャー」という。)の運営について定めるものである。</p>			
<p>(河川レンジャーを運営する組織)</p> <p>第2条 河川レンジャーを運営する組織は、次の各号に掲げる組織をもって構成する。</p>			

運営要領(案) 現行	運営要領(案) <b>改訂案</b>	細則(案) 現行及び <b>改訂案</b>	運営要領(案)及び細則(案) <b>改訂理由</b>
<p>(1)木津川上流管内河川レンジャー懇談会(以下「懇談会」という。)</p> <p>(2)木津川上流管内河川レンジャー会議(以下「レンジャー会議」という。)</p> <p>(3)木津川上流管内河川レンジャー推薦委員会(以下「推薦委員会」という。)</p> <p>2 前項各号の組織は、木津川上流河川事務所長(以下「事務所長」という。)が設置する。</p> <p>3 第1項各号の組織を運営するために、木津川上流管内河川レンジャー事務局(以下「事務局」という。)を設置する。</p> <p>4 第1項各号の組織間の関係は、木津川上流管内河川レンジャー機構図に示すとおりとする。</p> <p>5 事務所長は、第1項各号の組織を設置するに当たっては、必要に応じ、細則を別途定めるものとする。</p>			
<p>(木津川上流管内河川レンジャー運営業務等)</p> <p>第3条 事務所長は、河川レンジャー及び前条第1項各号の組織を運営するために「木津川上流管内河川レンジャー運営業務(仮称)」(以下「運営業務」という。)の運営業務受託者と「委託契約」を行うものとする。</p> <p>2 前条第3項の事務局は、木津川上流河川事務所</p>			

運営要領(案) 現行	運営要領(案) <b>改訂案</b>	細則(案) 現行及び <b>改訂案</b>	運営要領(案)及び細則(案) <b>改訂理由</b>
管理課並びに運営業務受託者とする。			
<p>(経費の負担)</p> <p>第4条 事務所長は、次の各号に掲げる経費等を実費負担するものとする。</p> <p>(1)河川レンジャーの活動に必要な経費及び備品等の購入等費用</p> <p>(2)懇談会、レンジャー会議、推薦委員会及び講座の開催運営費用</p>		<p>(運営要領(案)第4条第1項第1号)</p> <p>第1条 「河川レンジャーの活動に必要な経費及び備品等の購入等費用」とは、次の各号に掲げる費用とする。</p> <p>(1)河川レンジャーの報酬(交通費含む)</p> <p>(2)傷害保険の加入費</p> <p>(3)備品購入費</p> <p>(4)その他事務所長が必要と認めた経費</p> <p>(運営要領(案)第4条第1項第2号)</p> <p>第2条 「懇談会、レンジャー会議、推薦委員会及び講座の開催運営費用」とは、次の各号に掲げる費用とする。</p> <p>(1)資料作成費</p> <p>(2)会議運営費</p> <p>(3)その他事務所長が必要と認めた経費</p>	
<p>第2章 木津川上流管内河川レンジャー</p> <p>(河川レンジャーの構成)</p> <p>第5条 河川レンジャーは、個人をもって構成する。</p>			

運営要領(案) 現行	運営要領(案) <b>改訂案</b>	細則(案) 現行及び <b>改訂案</b>	運営要領(案)及び細則(案) <b>改訂理由</b>
<p>(河川レンジャーの役割)</p> <p>第 6 条 河川レンジャーは、行政と住民との間に立って、防災学習や水防活動等の防災・減災を推進する活動、河川にかかわる環境学習等の文化活動や動植物の保全等の活動を実施するとともに、不法投棄の状況把握や河川利用者への安全指導など、河川管理者が責任を果たさなければならないもの以外で、比較的穏便で危険を伴わない範囲における河川管理上の役割を担い、河川と地域との良好な関係を構築する。</p>			
<p>(河川レンジャーの活動範囲及び活動拠点)</p> <p>第 7 条 河川レンジャーの活動範囲は、木津川上流管内とする。</p> <p>2 河川レンジャーの活動拠点は、伊賀上野出張所構内にある上野遊水地集中管理センター資料室内に置く。</p>		<p>(運営要領(案)第 7 条第 2 項)</p> <p>第 3 条 河川レンジャーは、上野遊水地集中管理センター資料室の使用にあたり、使用申請書を事務局に提出するものとする。</p>	
<p>(河川レンジャーの定員)</p> <p>第 8 条 河川レンジャーの定員は、若干名とする。</p>			
<p>(河川レンジャーの任命基準)</p> <p>第 9 条 河川レンジャーは、次の各号に掲げる条件を満たしている者から任命しなければならないもの</p>		<p>(運営要領(案)第 9 条第 1 項)</p> <p>第 4 条 事務局は、河川レンジャーを希望す</p>	

運営要領(案) 現行	運営要領(案) <b>改訂案</b>	細則(案) 現行及び <b>改訂案</b>	運営要領(案)及び細則(案) <b>改訂理由</b>
<p>とする。</p> <p>(1)木津川上流管内の住人又はこの地域に通勤、通学する満18歳以上の者であること。</p> <p>(2)地域固有の情報や知識に精通していること。</p> <p>(3)有能な河川レンジャーになれるよう日々熱意を持ち、自己研鑽や研修を惜しまないこと。</p> <p>(4)講座を受講し、推薦委員会から河川レンジャーとして推薦されていること。</p> <p>(5)公共施設の不正使用等の法令に違反する行為を行っていないこと。</p> <p>(6)心身ともに健全で河川レンジャーとして活動できること。</p> <p>(7)この運営要領(案)を遵守できること。</p> <p>2 河川レンジャーは、前項各号に規定する条件を満たしているほか、次の各号に掲げる知識、経験及び資格等を有していることが望ましい。</p> <p>(1)解説、通訳、啓発に関する技術(インタープリテーション技術)</p> <p>(2)コーディネートに関する知識と技術</p> <p>(3)緊急時対応に関する知識</p>		<p>る者に対し、居住地、勤務地および在学地ならびに資格証明に必要な書類の提出を求めることができるものとする。</p>	

運営要領(案) 現行	運営要領(案) <b>改訂案</b>	細則(案) 現行及び <b>改訂案</b>	運営要領(案)及び細則(案) <b>改訂理由</b>
<p>(4)危険予知及び回避などの安全確保や、安全教育に関する知識</p> <p>(5)環境保全やまちづくりなどの豊富な市民活動の経験</p> <p>(6)地域のスポーツ活動指導や青少年育成などの豊富な経験</p> <p>(7)郷土史への精通</p> <p>(8)川や水に関する豊富な知識や実務経験</p> <p>(9)川の指導者(初・中・上級)としての経験</p> <p>(10)自然観察指導員の資格</p> <p>(11)救急・救命法受講の経験</p>			
<p>(河川レンジャーの活動内容)</p> <p>第10条 河川レンジャーは、淀川水系河川整備計画で示している行政と住民等との連携や協働を必要とする事項を推進するため、行政と住民等との間に立って、次の各号に掲げる活動を行うものとする。</p> <p>(1)防災・減災、救援・救難の推進を図る活動 自分で守る・皆で守る・地域で守る取り組みの促進</p> <p>(2)河川の環境保全を図る活動 イ 河川環境保全・再生の普及・啓発・学習・住民参加の促進</p>			

運営要領(案) 現行	運営要領(案) <b>改訂案</b>	細則(案) 現行及び <b>改訂案</b>	運営要領(案)及び細則(案) <b>改訂理由</b>
<p>□ 河川環境のモニタリング</p> <p>八 水質改善のための啓発活動</p> <p>(3)河川の適正な利用の推進を図る活動</p> <p>イ 河川利用者への安全指導</p> <p>□ 不法投棄の状況把握</p> <p>八 河川環境の保全・再生の普及・啓発・学習</p> <p>(4)節水意識の普及・啓発活動</p> <p>(5)日常的な河川管理活動</p> <p>河川管理についての理解・普及・啓発・学習・住民参加促進</p> <p>(6)河川にかかわる歴史・文化の普及・啓発活動</p> <p>(7)河川行政と地域・住民・住民団体のコーディネートを図る活動</p> <p>(8)川づくり・まちづくりへの参画・支援活動</p> <p>(9)木津川上流に関心を持ち愛護する人材を育成する活動</p> <p>(10)河川レンジャー活動に関するニュースの発行等の情報の発信</p> <p>2 河川レンジャーは、活動を通して第1項に規定する活動のほか、河川レンジャーの人材発掘、河川レンジャーとしてふさわしい活動をレンジャー会議に提案することができる。</p> <p>3 河川レンジャーは、河川レンジャーとしての活</p>			

運営要領(案) 現行	運営要領(案) <b>改訂案</b>	細則(案) 現行及び <b>改訂案</b>	運営要領(案)及び細則(案) <b>改訂理由</b>
<p>動中において、宗教活動、政治活動及び営利活動並びにこれら行為と紛らわしい行為を行ってはない。</p>			
<p>(河川レンジャー候補者の決定及び登録)</p> <p>第 11 条 河川レンジャーの候補者の決定は、第 30 条に規定する「木津川上流発見講座」(以下「発見講座」という。)及び「河川レンジャー養成講座」(以下「養成講座」という。)を共に受講し、第 33 条に規定する河川レンジャー希望者として登録後、第 36 条に規定するプレゼンテーションを行った者を対象として、推薦委員会が行うものとする。</p> <p>2 推薦委員会は、第 6 条に規定する河川レンジャーの役割、第 10 条に規定する河川レンジャーの活動内容及び第 37 条に規定する事業計画を考慮し、第 9 条に規定する河川レンジャーの任命基準に基づき、河川レンジャー候補者を決定する。</p> <p>3 推薦委員会は、河川レンジャー候補者を決定したときは、レンジャー会議に推薦するものとする。</p> <p>4 推薦委員会は、「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」に基づき、河川レンジャー候補者に関する個人情報を必要か</p>			



運営要領(案) 現行	運営要領(案) <b>改訂案</b>	細則(案) 現行及び <b>改訂案</b>	運営要領(案)及び細則(案) <b>改訂理由</b>
<p>つ適切な安全管理措置を講じて取り扱うものとする。</p>			
<p>(河川レンジャーの任命)</p> <p>第 12 条 レンジャー会議は、前条第 3 項に規定する河川レンジャー候補者の推薦を受けたときは審議し、その河川レンジャー候補者が、河川レンジャーとしてふさわしいと認められるときは、河川レンジャー予定者として決定し、事務所に報告するものとする。</p> <p>2 事務所長は、前項の報告により、河川レンジャー予定者を河川レンジャーとして任命できるものとする。</p>			
<p>(河川レンジャーの解任及び辞任)</p> <p>第 13 条 レンジャー会議は、河川レンジャーが次の各号に掲げる内容のいずれかに該当するときは、当該河川レンジャーを解任するための提案を事務所長に対して行うことができるものとする。</p> <p>(1)活動の意志がないと認められるとき</p>		<p>(運営要領(案)第 13 条第 1 項第 1 号)</p> <p>第 5 条 「活動の意志がない」とは、例えば「数ヶ月間、活動実績がない」等、運営要領(案) 第 15 条第 2 項及び第 3 項に規定する年間活動計画に基づく活動の遂行が不可能と判断された場合とす</p>	

運営要領(案) 現行	運営要領(案) <b>改訂案</b>	細則(案) 現行及び <b>改訂案</b>	運営要領(案)及び細則(案) <b>改訂理由</b>
<p>(2)心身故障のため、活動の執行に堪えないと認められるとき</p> <p>(3)公序良俗に反し、河川レンジャーとしてふさわしくない行為があると認められるとき</p> <p>(4)活動中において宗教活動、政治活動、営利活動及びこれら行為と紛らわしい行為があると認められるとき</p> <p>(5)公共施設の不正使用等の法令に違反する行為があると認められるとき</p> <p>(6)その他この運営要領(案)に違反したと認められるとき</p> <p>2 事務所長は、前項の提案を受けたときは、解任の理由が妥当であると認められるときは、河川レンジャーを解任するものとする。</p> <p>3 レンジャー会議は、河川レンジャーから辞任の申し出を受けた場合は、事務所長に報告し、事務所長は当該河川レンジャーの辞任を了承する。</p> <p>4 事務所長は、第2項の解任又は第3項の辞任の了承を行ったときは、懇談会及び推薦委員会に報告するものとする。</p> <p>5 レンジャー会議は、第1項の規定に基づく提案を行うときは、事前に当該河川レンジャーに対し</p>		<p>る。</p>	

運営要領(案) 現行	運営要領(案) <b>改訂案</b>	細則(案) 現行及び <b>改訂案</b>	運営要領(案)及び細則(案) <b>改訂理由</b>
<p>て、不服申し立てによる弁明の機会を与えなければならない。</p>			
<p>(河川レンジャーの任期)</p> <p>第 14 条 河川レンジャーの任期は、任命された日から当該年度の 3 月 31 日までとする。ただし、再任は妨げない。</p> <p>2 再任を行うに当たっては、レンジャー会議において妥当性を確認し、再任予定者として第 12 条第 1 項の報告を行うものとする。</p> <p>3 再任は 2 回までとし、再任期間は再任された日から当該年度の 3 月 31 日までとする。</p>	<p>第 14 条 河川レンジャーの任期は、任命された日から翌年度の 3 月 31 日までとする。ただし、再任は妨げない。</p> <p>3 再任期間は再任された日から当該年度の 3 月 31 日までとする。</p>	<p>(運営要領(案)第 14 条第 1 項)</p> <p>第 6 条 運営業務受託者は、任命された河川レンジャーに対し、委嘱状を発行する。</p> <p>(改定案)</p> <p>第 6 条 事務局は、任命された河川レンジャーに対し、委嘱状を発行する。</p>	<p>円滑な運営を図るための一部改訂</p> <p>円滑な運営を図るための一部改訂</p> <p>円滑な運営を図るための一部改訂</p>
<p>(年間活動計画の作成・提出・決定)</p> <p>第 15 条 河川レンジャーは、年度ごとの年間活動計画(案)を作成し、活動前年度の 1 月末までにレンジャー会議に提出するものとする。</p> <p>2 レンジャー会議は、前項に規定する年間活動計画(案)の内容を審議し、河川レンジャーの活動としてふさわしいと認められるときは、年間活動計画として決定し、事務所に報告するものとする。</p>	<p>第 15 条 河川レンジャーは、年度ごとの年間活動計画(案)を作成し、活動前年度中にレンジャー会議に提出するものとする。</p>		<p>円滑な運営を図るための一部改訂</p>

運営要領(案) 現行	運営要領(案) <b>改訂案</b>	細則(案) 現行及び <b>改訂案</b>	運営要領(案)及び細則(案) <b>改訂理由</b>
<p>3 河川レンジャーは、前項に規定する年間活動計画を変更できるものとする。ただし、変更が軽微な場合は事前に事務局の承諾を得ることとし、著しい変更の場合は前項により決定するものとする。</p>			
<p>(活動報告)</p> <p>第 16 条 河川レンジャーは、活動の内容、経過及び結果等をレンジャー会議に報告しなければならない。</p> <p>2 河川レンジャーは、活動日誌を事務局に提出するものとする。</p>		<p>(運営要領(案)第 16 条第 2 項)</p> <p>第 7 条 活動日誌の種類は、活動日誌(計画)、活動日誌(報告)、活動日誌(レポート)とする。</p> <p>2 活動日誌(計画)は、運営要領(案) 第 15 条第 2 項及び第 3 項に規定する年間活動計画に基づく活動の具体的な計画について、活動 2 週間前までに事務局へ提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>3 活動日誌(報告)は、活動日誌(計画)に基づき実施された活動について、活動翌月 10 日までに事務局に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>4 活動日誌(レポート)は、河川に関する</p>	

運営要領(案) 現行	運営要領(案) <b>改訂案</b>	細則(案) 現行及び <b>改訂案</b>	運営要領(案)及び細則(案) <b>改訂理由</b>
		<p>日常的な発見や異常等について記録し、事務局に提出するものとする。</p>	
<p>(河川レンジャーの身分)</p> <p>第 17 条 河川レンジャーの身分は、原則として、<b>事務</b>所長が委託契約した運営業務受託者からの委嘱者とする。</p>	<p>第 17 条 河川レンジャーの身分は、原則として、<b>事務</b>局からの委嘱者とする。</p>		<p>円滑な運営を図るための一部改訂</p>
<p>(河川レンジャーの報酬等)</p> <p>第 18 条 河川レンジャーの報酬は月払いとし、河川レンジャーとしてふさわしい活動内容に対して支給するものとする。</p> <p>2 河川レンジャーの報酬月額、別に定める細則の規定によるものとし、活動内容に応じて報酬月額の増減を行う場合がある。</p>		<p>(運営要領(案)第 18 条第 1 項)</p> <p>第 8 条 事務局は、細則第 7 条第 3 項に規定する活動日誌(報告)により、報酬の支給の可否を決定する。</p> <p>2 報酬は活動全体を包括して月払いとし、月遅れ支給とする。</p> <p>(運営要領(案)第 18 条第 2 項)</p> <p>第 9 条 報酬月額は、河川レンジャーを国土交通省が定める「技師 C=行政職(-)4~5 級相当(係長相当)」と位置付け、「設設計業務委託等技術者単価」を基本に、月 4 日間 1 日 4 時間を基本とする。</p> <p>2 活動時間に 0.5 時間未満の端数を生じた場合は切り捨てるものとし、報酬月額は予算の制約上、適宜見直せるも</p>	

運営要領(案) 現行	運営要領(案) <b>改訂案</b>	細則(案) 現行及び <b>改訂案</b>	運営要領(案)及び細則(案) <b>改訂理由</b>
<p>3 交通費等は、細則の規定によるものとする。</p> <p>4 河川レンジャーとしての活動が月間中不在の場合は、報酬を支給しない。</p> <p>5 河川レンジャーは、第9条に規定する任命基準に虚偽の申告が認められるとき又は第13条第1項第3号から第6号までに規定する解任事項が認められるときは、その行為のあった月まで遡り、報酬を全額返却しなければならないものとする。</p>		<p>のとする。</p> <p>(運営要領(案)第18条第3項)</p> <p>第10条 交通費等は、国土交通省「設計業務等標準積算基準書(参考資料)」に準ずるものとする。</p> <p>2 積算上の基地は、伊賀もしくは名張市役所とし、木津川上流管内以外で行動する場合は、事前に事務局の承諾を得なければならない。ただし、上記によりがたい場合は、事務局と協議のうえ決定するものとする。</p>	
<p>(経費及び報酬等の支払い)</p> <p>第19条 第4条第1項に規定する経費、前条第2項に規定する報酬及び前条第3項に規定する交通費等は、運營業務受託者から河川レンジャーに支払</p>	<p>第19条 第4条第1項に規定する経費、前条第2項に規定する報酬及び前条第3項に規定する交通費等は、<b>事務局が河川レンジャーに支払うものとす</b></p>		<p><b>円滑な運営を図るための一部改訂</b></p>

運営要領(案) 現行	運営要領(案) <b>改訂案</b>	細則(案) 現行及び <b>改訂案</b>	運営要領(案)及び細則(案) <b>改訂理由</b>
<p><u>われるものとする。</u></p> <p>2 河川レンジャーは、前項の支払いに当たっては、事務局が指定する様式に必要な事項を記載して、事務局に請求するものとする。</p>	<p><u>る。</u></p>	<p>(運営要領(案)第 19 条第 2 項)</p> <p>第 11 条 事務局は、請求内容の妥当性を確認し、報酬及び交通費等を支払うものとする。</p> <p>2 請求及び支払いの内容等に対し疑義が生じた場合は、レンジャー会議で審議するものとする。</p>	
<p>(保険の加入)</p> <p>第 20 条 河川レンジャーは、河川レンジャーとしての活動並びに第 15 条第 2 項及び第 3 項に規定する年間活動計画に基づく活動を行うに当たっては、事前に、本人及び当該活動参加者を対象とした傷害保険(レジャー保険等)に加入しなければならない。</p> <p>2 前項の傷害保険(レジャー保険等)への加入手続きは、<u>運營業務受託者が責任を持って行うものとする。</u></p>	<p>2 前項の傷害保険(レジャー保険等)への加入手続きは、<u>事務局が行うものとする。</u></p>		<p>円滑な運営を図るための一部改訂</p>
<p>(事故の責任)</p> <p>第 21 条 河川レンジャーが、河川レンジャーとしての活動並びに第 15 条第 2 項及び第 3 項に規定する年間活動計画に基づく活動中に起こした第三者及び本人に対する事故の責任は、法律上適正な責</p>	<p>第 21 条 河川レンジャーが、河川レンジャーとしての活動並びに第 15 条第 2 項及び第 3 項に規定する年間活動計画に基づく活動中に起こした第三者及び本人に対する事故の責任は、法律上適正な責</p>		

運営要領(案) 現行	運営要領(案) <b>改訂案</b>	細則(案) 現行及び <b>改訂案</b>	運営要領(案)及び細則(案) <b>改訂理由</b>
任の範囲内で <u>運営業務受託者</u> が負うものとする。	任の範囲内で <u>事務局</u> が負うものとする。		<b>円滑な運営を図るための一部改訂</b>
<p>(河川レンジャーへの支援)</p> <p>第 22 条 事務所長は、河川レンジャーの活動範囲や機 会の拡大、活動に必要な物的及び人的支援、資質 向上のための講習等の参加支援、民間交流の拡 大、施設の利用等、河川レンジャーを支援するも のとする。</p>			
<p><b>第 3 章 木津川上流管内河川レンジャー懇談会</b></p> <p>(懇談会の役割)</p> <p>第 23 条 懇談会は、レンジャー会議及び事務局からの 報告及び提案を受けた事項に関する審議を行い、 河川レンジャーのよりよい活動に向けて、その制 度、支援のための方策、河川レンジャーのあり方、 役割及び事業計画等について提言を行う。</p>			
<p>(懇談会の構成)</p> <p>第 24 条 懇談会は、次の各号の会員をもって構成する。</p> <p>(1)学識経験者及び見識者 若干名</p> <p>(2)レンジャー会議座長</p> <p>(3)三重県 伊賀建設事務所長</p> <p>(4)独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理 所長</p> <p>(5)伊賀市 <u>建設部長</u></p> <p>(6)名張市 都市整備部長</p>	<p>第 24 条 懇談会は、次の各号の会員をもって構成する。</p> <p>(1)学識経験者及び見識者 若干名</p> <p>(2)レンジャー会議座長</p> <p>(3)三重県 伊賀建設事務所長</p> <p>(4)独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理 所長</p> <p>(5)伊賀市 <u>産業建設部長</u></p> <p>(6)名張市 都市整備部長</p>	<p>(運営要領(案)第 24 条第 1 項)</p> <p>第 12 条 懇談会へは、河川レンジャー並びに 国土交通省近畿地方整備局木津川上流 河川事務所管理課長、伊賀上野出張所 長、名張川出張所長がオブザーバーと して参加できるものとする。</p>	<p><b>組織変更に伴う改訂</b></p>



運営要領(案) 現行	運営要領(案) <b>改訂案</b>	細則(案) 現行及び <b>改訂案</b>	運営要領(案)及び細則(案) <b>改訂理由</b>
(7)国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長	(7)国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長		
<p>(懇談会の組織)</p> <p>第 25 条 懇談会の会員の委嘱は、前条第 1 項各号の会員の構成に基づき、<u>運営業務受託者が行うものとする。</u></p> <p>2 会員の任期は、委嘱された日から当該年度の 3 月 31 日までとする。ただし、再任は妨げない。</p> <p>3 補欠のため又は増員によって委嘱する会員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。</p> <p>4 <u>会員は、任期満了後においても、後任者が委嘱されるまでの期間は、その職務を継続する。</u></p> <p>5 懇談会に会務を総務する会長を置き、会員の互選によりこれを定める。</p> <p>6 懇談会に副会長を置き、会長の指名によりこれを定める。</p>	<p>第 25 条 懇談会の会員の委嘱は、前条第 1 項各号の会員の構成に基づき、<b>事務局</b>が行うものとする。</p> <p>4 <b>削除</b></p> <p><del>4</del> 懇談会に会務を総務する会長を置き、会員の互選によりこれを定める。</p> <p><del>5</del> 懇談会に副会長を置き、会長の指名によりこれを定める。</p>	<p>(運営要領(案)第 25 条第 1 項)</p> <p>第 13 条 <b>運営業務受託者</b>は、各会員に対し、委嘱状を発行する。</p> <p><b>(改定案)</b></p> <p>第 13 条 <b>事務局</b>は、各会員に対し、委嘱状を発行する。</p>	<p>円滑な運営を図るための一部改訂</p> <p>円滑な運営を図るための一部改訂</p> <p>円滑な運営を図るための一部改訂</p> <p>条数繰上げによる改訂</p> <p>条数繰上げによる改訂</p>
(懇談会の運営)			

運営要領(案) 現行	運営要領(案) <u>改訂案</u>	細則(案) 現行及び <u>改訂案</u>	運営要領(案)及び細則(案) <u>改訂理由</u>
<p>第26条 懇談会は、年2回以上必要に応じて開催するものとする。</p> <p>2 懇談会は、会員総数の過半数の出席をもって成立し、出席会員の過半数をもって議決する。</p> <p>3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。</p> <p>4 前条第1項第1号を除く会員については、懇談会への代理出席を認めるものとする。</p> <p>5 会長は、必要があると認めるときは、懇談会に関係者の出席を求め、審議に参考となる説明又は意見を聴くことができる。</p>			
<p>(懇談会の情報公開)</p> <p>第27条 懇談会は、原則として、公開で行うものとする。</p> <p>2 事務所長は、懇談会を開催するに当たっては、事前に木津川上流河川事務所のホームページ等 に開催の案内を掲示するものとし、懇談会の開催後には、先のホームページに議事要旨を掲載するものとする。</p>			
<p>(懇談会の開催)</p> <p>第28条 懇談会の開催は、事務所長が招集する。</p> <p>2 事務局は、原則として、懇談会を開催する日の2週間前までに、各会員に対し、開催日時、開催</p>			

運営要領(案) 現行	運営要領(案) <b>改訂案</b>	細則(案) 現行及び <b>改訂案</b>	運営要領(案)及び細則(案) <b>改訂理由</b>
<p>場所及び議事内容を記載した懇談会開催の通知をしなければならない。</p> <p>3 事務局は、原則として、懇談会資料を懇談会の開催日まで、各会員に対し、送付しなければならない。</p>			
<p>(講座の設置)</p> <p>第29条 懇談会に講座を置く。</p>			
<p>(講座の構成)</p> <p>第30条 講座は、発見講座及び養成講座で構成する。</p> <p>2 発見講座は、木津川上流と河川レンジャーに関する基礎的知識及び共通認識を得るための講座とする。</p> <p>3 養成講座は、木津川上流に関する高度な知識及び河川レンジャーの活動技術を得るための講座とする。</p>			
<p>(講座の役割)</p> <p>第31条 講座は、河川に関心を持つ者及び河川レンジャーを目指す者を対象に「木津川上流を知り、木津川上流で遊び、木津川上流を考える」をテーマとした講義又は実習により、次の各号に掲げる目的を達成するものとする。</p> <p>(1)木津川上流に関心を持ち、愛護する人材の育成</p>			

運営要領(案) 現行	運営要領(案) <b>改訂案</b>	細則(案) 現行及び <b>改訂案</b>	運営要領(案)及び細則(案) <b>改訂理由</b>
<p>(2)河川レンジャーの基礎的知識及び共通認識並びに木津川上流に関する高度な知識の付与</p> <p>(3)河川レンジャーとしての適正確認</p> <p>(4)河川レンジャー希望者の登録</p>			
<p>(講座の受講要件)</p> <p>第 32 条 発見講座の受講者は、満 18 歳以上の者であつて、講座開催の公募により受講を受け付けた者又は地元行政機関、自治会及び河川管理者からの紹介を受けた者とする。</p> <p>2 養成講座の受講者は、発見講座の受講を修了し、木津川上流管内の住人又はこの地域に通勤、通学する満 18 歳以上の者で、河川レンジャーとなることを希望する者とする。</p>			
<p>(河川レンジャー希望者の登録)</p> <p>第 33 条 事務局は、「発見講座」及び「養成講座」を共に受講し、河川レンジャーとなることを希望する者を河川レンジャー希望者として登録を行う。</p> <p>2 事務局は、河川レンジャー希望者の登録リストを作成し保管する。</p> <p>3 事務局は、河川レンジャー希望者に対し、登録証明書を発行する。</p> <p>4 河川レンジャー希望者の登録期間は登録された日から翌々年度の 3 月 31 日までとする。</p>	<p>4 河川レンジャー希望者の<b>登録有効期間</b>は登録された日から翌々年度の 3 月 31 日までとする。</p>		<p>字句の修正</p>

運営要領(案) 現行	運営要領(案) <b>改訂案</b>	細則(案) 現行及び <b>改訂案</b>	運営要領(案)及び細則(案) <b>改訂理由</b>
<p>5 期間満了後、登録の更新を希望する者は、養成講座を再受講しなければならない。</p> <p>6 事務局は、<u>登録期間</u>が過ぎた河川レンジャー希望者の登録情報を抹消する。</p> <p>7 事務局は、「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」に基づき、河川レンジャー希望者に関する個人情報を必要かつ適切な安全管理措置を講じて取り扱うものとする。</p>	<p>5 <b>登録有効期間</b>満了後、登録の更新を希望する者は、養成講座を再受講しなければならない。</p> <p>6 事務局は、<b>登録有効期間</b>が過ぎた河川レンジャー希望者の登録情報を抹消する。</p>		<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>
<p>(講座の運営)</p> <p>第34条 講座は、原則として、年1回の開催とする。</p> <p>ただし、受講希望者数等により回数を増減できるものとする。</p> <p>2 講座の講師は、講義内容及び実習内容に応じて選任する。</p>			
<p>(講座の開催)</p> <p>第35条 講座は、事務局が開催する。</p> <p>2 事務局は、講座の開催に当たっては、開催日時、開催場所及び講座内容の広報を行わなければならない。</p>			
<p>(プレゼンテーションの開催)</p> <p>第36条 第33条に規定する河川レンジャー希望者として登録した者で、河川レンジャー候補者を希望する者は、河川レンジャーとして行いたい活動の発</p>			

運営要領(案) 現行	運営要領(案) <b>改訂案</b>	細則(案) 現行及び <b>改訂案</b>	運営要領(案)及び細則(案) <b>改訂理由</b>
<p>表(プレゼンテーション)を行わなければならない。</p> <p>2 事務局は、プレゼンテーションの場を設置する。</p> <p>3 事務局は、プレゼンテーションの開催に当たっては、河川レンジャーの希望者に対し、開催日時、開催場所及び実施概要の通知をしなければならない。</p>			
<p><b>第4章 木津川上流管内河川レンジャー会議</b> (レンジャー会議の役割)</p> <p>第37条 レンジャー会議は、地域の特性に応じた河川レンジャー及び活動についての検討や河川レンジャーを運営する機関としての役割を担うことを目的として、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1)河川レンジャーの年間活動計画の決定、活動報告の受理及び事業計画の決定</p> <p>(2)河川レンジャーに対する助言・意見・支援</p> <p>(3)懇談会への報告・提案内容</p> <p>(4)河川レンジャーの任命、再任及び解任</p> <p>(5)その他必要と認められる事項</p>		<p>(運営要領(案)第37条第1項)</p> <p>第14条 レンジャー会議座長は、運営要領(案)第16条第1項に規定する河川レンジャーの報告を総括して懇談会に報告するものとする。</p>	
<p>(レンジャー会議の構成)</p> <p>第38条 レンジャー会議は、次の各号の委員をもって</p>	<p>第38条 レンジャー会議は、次の各号の委員をもって</p>		

運営要領(案) 現行	運営要領(案) <b>改訂案</b>	細則(案) 現行及び <b>改訂案</b>	運営要領(案)及び細則(案) <b>改訂理由</b>
<p>構成する。</p> <p>(1)河川レンジャー 全員</p> <p>(2)三重県 伊賀建設事務所 事業推進室 流域課長</p> <p>(3)独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所 管理課長</p> <p>(4)伊賀市 <u>建設部 道路河川課長</u></p> <p>(5)名張市 都市整備部 都市整備政策室長</p> <p>(6)国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 管理課長 伊賀上野出張所長 名張川出張所長</p> <p>(7)その他必要に応じて 若干名</p>	<p>構成する。</p> <p>(1)河川レンジャー 全員</p> <p>(2)三重県 伊賀建設事務所 事業推進室 流域課長</p> <p>(3)独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所 管理課長</p> <p>(4)伊賀市 <u>産業建設部 公共事業対策室長</u></p> <p>(5)名張市 都市整備部 都市整備政策室長</p> <p>(6)国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 管理課長 伊賀上野出張所長 名張川出張所長</p> <p>(7)その他必要に応じて 若干名</p>		<p>組織変更に伴う改訂</p>
<p>(レンジャー会議の組織)</p> <p>第 39 条 レンジャー会議の委員の委嘱は、前条第 1 項各号の委員の構成に基づき、<u>運営業務受託者</u>が行うものとする。</p> <p>2 委員の任期は、委嘱された日から当該年度の 3 月 31 日までとする。ただし、再任は妨げない。</p> <p>3 補欠のため又は増員によって委嘱する委員の任</p>	<p>第 39 条 レンジャー会議の委員の委嘱は、前条第 1 項各号の委員の構成に基づき、<u>事務局</u>が行うものとする。</p>	<p>(運営要領(案)第 39 条第 1 項)</p> <p>第 15 条 <u>運営業務受託者</u>は、各委員に対し、委嘱状を発行する。</p> <p>(改定案)</p> <p>第 15 条 <u>事務局</u>は、各委員に対し、委嘱状を発行する。</p>	<p>円滑な運営を図るための一部改訂</p> <p>円滑な運営を図るための一部改訂</p>

運営要領(案) 現行	運営要領(案) <b>改訂案</b>	細則(案) 現行及び <b>改訂案</b>	運営要領(案)及び細則(案) <b>改訂理由</b>
<p>期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。</p> <p>4 <u>委員は、任期満了後においても、後任者が委嘱されるまでの期間は、その職務を継続する。</u></p> <p>5 レンジャー会議に会務を総務する議長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>6 レンジャー会議の議事進行のため、河川レンジャーの中から座長を選任できるものとし、委員の互選によりこれを定める。</p>	<p>4 <b>削除</b></p> <p>4 レンジャー会議に会務を総務する議長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>5 レンジャー会議の議事進行のため、河川レンジャーの中から座長を選任できるものとし、委員の互選によりこれを定める。</p>		<p>円滑な運営を図るための一部改訂</p> <p>条数繰上げによる改訂</p> <p>条数繰上げによる改訂</p>
<p>(レンジャー会議の運営)</p> <p>第40条 レンジャー会議は、年2回以上必要に応じて開催するものとする。</p> <p>2 レンジャー会議は、委員の過半数の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって議決する。</p> <p>3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。</p> <p>4 座長が懇談会への出席が困難なとき、座長があらかじめ指名する河川レンジャーが代理出席しなければならない。</p> <p>5 前条第1項第1号及び第7号を除く委員については、レンジャー会議への代理出席を認めるものとする。</p> <p>6 議長並びに座長は、第36条に規定するプレゼン</p>			



運営要領(案) 現行	運営要領(案) <b>改訂案</b>	細則(案) 現行及び <b>改訂案</b>	運営要領(案)及び細則(案) <b>改訂理由</b>
<p>ーション及び第 47 条第 3 項に規定する推薦委員会が設置する意見を聴取する場に必ず出席しなければならない。ただし、正当な理由により出席が困難なときは、議長があらかじめ指名する委員が代理出席しなければならない。</p>			
<p>(レンジャー会議の情報公開及び守秘義務)</p> <p>第 41 条 レンジャ－会議は、原則として、公開で行うものとする。ただし、河川レンジャ－の任命・再任・解任にかかわる審議を行うとき及び第 13 条第 5 項に規定する弁明の機会を設けるときの等の個人情報にかかわる審議等を行う場合は非公開で行うものとする。</p> <p>2 レンジャ－会議の議事要旨及び配付資料を木津川上流河川事務所ホームページ等で公開する。ただし、非公開にかかわる部分は、前項の該当者のプライバシーを害する恐れのある情報を含まない議事要旨を公開する。</p> <p>3 レンジャ－会議及び事務局は、非公開にかかわる情報について、守秘義務を負うものとする。</p>			
<p>(レンジャ－会議の非公開会議にかかわる情報開示)</p> <p>第 42 条 レンジャ－会議の非公開にかかわる部分の情報開示を請求されたときは、「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」</p>			

運営要領(案) 現行	運営要領(案) <b>改訂案</b>	細則(案) 現行及び <b>改訂案</b>	運営要領(案)及び細則(案) <b>改訂理由</b>
に基づき、近畿地方整備局木津川上流河川事務所より開示する。			
<p>(レンジャー会議の開催)</p> <p>第 43 条 レンジャー会議の開催は、議長が招集する。</p> <p>2 事務局は、原則として、レンジャー会議を開催する日の2週間前までに、各委員に対し、開催日時、開催場所及び議事内容を記載したレンジャー会議開催の通知をしなければならない。</p> <p>3 事務局は、原則として、レンジャー会議資料を懇談会の開催日までに、各委員に対し、送付しなければならない。</p>			
<p><b>第 5 章 木津川上流管内河川レンジャー推薦委員会</b></p> <p>(推薦委員会の役割)</p> <p>第 44 条 推薦委員会は、河川レンジャーの任命に当たり、別途定める「木津川上流管内河川レンジャー(試行)審査要領(案)」(以下、「審査要領(案)」という。)に基づき、公平中立な立場で河川レンジャーの希望者を審査し、決定した河川レンジャー候補者をレンジャー会議に推薦することを目的とする。</p>			
<p>(推薦委員会の構成)</p> <p>第 45 条 推薦委員会は、委員及びオブザーバーをもって構成する。</p>	<p>第 45 条 推薦委員会は、委員及びオブザーバーをもって構成する。</p>		

運営要領(案) 現行	運営要領(案) <b>改訂案</b>	細則(案) 現行及び <b>改訂案</b>	運営要領(案)及び細則(案) <b>改訂理由</b>
<p>2 委員は次の各号の委員をもって構成する。</p> <p>(1)学識経験者及び見識者 若干名</p> <p>(2)三重県 伊賀建設事務所 副所長</p> <p>(3)独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所 副所長</p> <p>3 オブザーバーは次の各号のとおりとする。</p> <p>(1)伊賀市 <u>建設部 次長</u></p> <p>(2)名張市 都市整備部 都市整備政策室長</p> <p>(3)国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長</p>	<p>2 委員は次の各号の委員をもって構成する。</p> <p>(1)学識経験者及び見識者 若干名</p> <p>(2)三重県 伊賀建設事務所 副所長</p> <p>(3)独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所 副所長</p> <p>3 オブザーバーは次の各号のとおりとする。</p> <p>(1)伊賀市 <u>産業建設部 公共事業対策室長</u></p> <p>(2)名張市 都市整備部 都市整備政策室長</p> <p>(3)国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長</p>		<p>組織変更に伴う改訂</p>
<p>(推薦委員会の組織)</p> <p>第 46 条 推薦委員会の委員の委嘱は、前条第 2 項各号の委員の構成に基づき、<u>運営業務受託者</u>が行うものとする。</p> <p>2 委員の任期は、委嘱された日から当該年度の 3 月 31 日までとする。ただし、再任は妨げない。</p> <p>3 補欠のため又は増員によって委嘱する委員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。</p> <p>4 委員は、任期満了後においても、後任者が委嘱</p>	<p>第 46 条 推薦委員会の委員の委嘱は、前条第 2 項各号の委員の構成に基づき、<u>事務局</u>が行うものとする。</p> <p>4 <b>削除</b></p>	<p>(運営要領(案)第 46 条第 1 項)</p> <p>第 16 条 <u>運営業務受託者</u>は、各委員に対し、委嘱状を発行する。</p> <p><b>(改定案)</b></p> <p>第 16 条 <u>事務局</u>は、各委員に対し、委嘱状を発行する。</p>	<p>円滑な運営を図るための一部改訂</p> <p>円滑な運営を図るための一部改訂</p> <p>円滑な運営を図るための一部改訂</p>

運営要領(案) 現行	運営要領(案) <b>改訂案</b>	細則(案) 現行及び <b>改訂案</b>	運営要領(案)及び細則(案) <b>改訂理由</b>
<p><u>されるまでの期間は、その職務を継続する。</u></p> <p>5 推薦委員会に会務を総務する委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>6 推薦委員会に副委員長を置き、委員長の指名によりこれを定める。</p>	<p>4 推薦委員会に会務を総務する委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>5 推薦委員会に副委員長を置き、委員長の指名によりこれを定める。</p>		<p>条数繰上げによる改訂</p> <p>条数繰上げによる改訂</p>
<p>(推薦委員会の運営)</p> <p>第 47 条 推薦委員会は、原則として、年 1 回の開催とする。</p> <p>2 推薦委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって議決する。</p> <p>3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。</p> <p>4 前条第 2 項第 1 号を除く委員については、推薦委員会への代理出席を認めるものとする。</p> <p>5 推薦委員会は、審査のため参考となる意見を聴取する場を設置することができる。</p> <p>6 推薦委員会は、第 36 条に規定するプレゼンテーションに全委員を出席させなければならない。</p> <p>7 本運営要領(案)に定めるもののほか、推薦委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が推薦委員会に諮って定める。</p>			
<p>(推薦委員会の情報公開及び守秘義務)</p> <p>第 48 条 推薦委員会は、非公開で行うものとする。た</p>			

運営要領(案) 現行	運営要領(案) <b>改訂案</b>	細則(案) 現行及び <b>改訂案</b>	運営要領(案)及び細則(案) <b>改訂理由</b>
<p>だし、審査要領(案)に基づき、河川レンジャー審査受審者のプライバシーを害する恐れのある情報を含まない審査結果の要旨を、木津川上流河川事務所ホームページ等で公開する。</p> <p>2 推薦委員会は、河川レンジャーの審査受審者に対し、審査結果を文書で通知する。</p> <p>3 委員、オブザーバー及び事務局は、推薦委員会に関する情報について、守秘義務を負うものとする。</p> <p>4 前条第3項に規定する意見を聴取する場の公開は、推薦委員会において決定する。</p>			
<p>(推薦委員会にかかわる情報開示)</p> <p>第49条 推薦委員会の河川レンジャー審査に関する情報の開示を請求されたときは、「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」に基づき、近畿地方整備局木津川上流河川事務所より開示する。</p>			
<p>(推薦委員会の開催)</p> <p>第50条 推薦委員会の開催は、委員長が招集する。</p> <p>2 事務局は、原則として、推薦委員会を開催する日の2週間前までに、各委員に対し、開催日時及び開催場所を通知しなければならない。</p>			
<p><b>第6章 雑則</b></p>			

運営要領(案) 現行	運営要領(案) <b>改訂案</b>	細則(案) 現行及び <b>改訂案</b>	運営要領(案)及び細則(案) <b>改訂理由</b>
<p>(運営要領(案)の改正)</p> <p>第 51 条 この運営要領(案)を改正するときは、懇談会からの提案を受けて事務所長が行う。</p>		<p>(細則(案)の改正)</p> <p>第 17 条 この細則(案)を改正するときは、事務局が行う。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第 18 条 この運営要領(案)において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)公共施設 国、県、市の管理する施設をいう。</p> <p>(2)川の指導者(初・中・上級) 「特定非営利活動法人川に学ぶ体験活動協議会で認定された者」等をいう。</p> <p>(3)川づくり 例えば「本来の河川環境を活かす川づくり」等をいう。</p> <p>(4)まちづくり 例えば「地域で育てて地域を育てる活動」等をいう。</p>	
<p><b>附則</b></p> <p>1.この運営要領(案)は、平成 20 年 3 月 4 日から施行する。</p> <p>2.<u>レンジャー会議発足までの間は、河川レンジャーの任命にかかわる事項について懇談会がその役割を担うこととする。</u></p>	<p><b>2.削除</b></p>	<p><b>附則</b></p> <p>1.この細則(案)は、平成 21 年 7 月 17 日から施行する。</p>	<p><b>レンジャー会議の発足に伴う改訂</b></p>

運営要領(案) 現行	運営要領(案) <u>改訂案</u>	細則(案) 現行及び <u>改訂案</u>	運営要領(案)及び細則(案) <u>改訂理由</u>
改正 平成 20 年 9 月 5 日 平成 21 年 7 月 8 日	改正 平成 20 年 9 月 5 日 平成 21 年 7 月 8 日 <u>平成 22 年 12 月 6 日</u>	<u>改正 平成 22 年 12 月 6 日</u>	

# 木津川上流管内河川レンジャー(試行)機構図

(開催予定 2回以上/年)

木津川上流管内河川レンジャー懇談会	
会員	学識経験者及び見識者 若干名
	レンジャー会議座長
	三重県 伊賀建設事務所長
	独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所長
	伊賀市 産業建設部長
名張市 都市整備部長	
国交省	国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長
オブザーバー	河川レンジャー
	国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 管理課長 伊賀上野出張所長 名張川出張所長

講座・プレゼンテーションの開催

報告・提案  
河川レンジャーの活動計画・活動状況、事業計画等

提言  
制度、方策、河川レンジャーのあり方、役割、事業計画等

(開催予定 1回/年)

木津川上流管内河川レンジャー推薦委員会	
委員	学識経験者及び見識者 若干名
	三重県 伊賀建設事務所 副所長
	独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所 副所長
オブザーバー	伊賀市 産業建設部 公共事業対策室長 名張市 都市整備部 都市整備政策室長 国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長

(開催予定 2回以上/年)

木津川上流管内河川レンジャー会議	
河川レンジャー 全員	
自治体等	三重県 伊賀建設事務所 事業推進室 流域課長
	独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所 管理課長
	伊賀市 産業建設部 公共事業対策室長
名張市 都市整備部 都市整備政策室長	
国交省	国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 管理課長 伊賀上野出張所長 名張川出張所長

河川レンジャー候補者の推薦

木津川上流管内河川レンジャー事務局	
事務局	国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 管理課 運営業務受託者



平成22年度 木津川上流管内河川レンジャー(試行)

平成22年度公募について

# 木津川上流管内河川レンジャーの募集

地域の住民の方々と河川管理者とが連携しながら河川整備を進めていくために、双方の間に立って住民の方々が河川に関心を持つような活動や、意見の聴取・ニーズの収集等を行うことを役割とする「木津川上流管内河川レンジャー」を募集します。

1. 応募要件	<p>木津川上流管内にお住まいの方またはこの地域に通勤、通学する満 18 歳以上の方 (平成 22 年 4 月 1 日現在)</p> <p>なお、木津川上流管内河川レンジャーになっていただくには、上の要件を満たす方で次の ~ が必要となります。(ただし、 は、平成 20・21 年度に「河川レンジャー希望者」の登録 を行っている方を除きます)</p> <p>平成 23 年 1 月 29 日(土)開催する「木津川上流発見講座」の受講 平成 23 年 2 月 5 日(土)開催する「河川レンジャー養成講座」の受講 講座の受講修了後に河川レンジャーとして行いたい活動を発表する「プレゼンテーション」の 実施(平成 23 年 2 月中旬開催予定)</p>
2. 募集人員	若干名
3. 河川レンジャーの 活動内容等	<p>主な活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・防災・減災、救援・救難の推進を図る活動</li><li>・河川の環境保全を図る活動</li><li>・河川の適正な利用の推進を図る活動</li><li>・節水意識の普及・啓発活動</li><li>・日常的な河川管理活動</li><li>・河川にかかわる歴史・文化の普及・啓発活動</li><li>・河川行政と地域・住民・住民団体のコーディネートを図る活動</li><li>・川づくり・まちづくりへの参画・支援活動</li><li>・木津川上流に関心を持ち愛護する人材を育成する活動</li><li>・河川レンジャー活動に関するニュースの発行等の情報の発信</li></ul> <p>活動範囲</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・木津川上流管内(当面の間は三重県内とします)</li></ul> <p>活動の実施にあたっては、活動経費の一部をお支払いします。</p>
4. 活動期間	平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで
5. 応募の方法	<p>「木津川上流発見講座」開催チラシの裏面の「お申し込み用紙」に必要事項をご記入の上、事務局まで FAX または郵送にて申し込み下さい。</p> <p>ただし、平成 20・21 年度に「河川レンジャー希望者」の登録を行っている方は除きます</p>
6. 応募の締切日	平成 23 年 1 月 24 日(月)まで(「木津川上流発見講座」応募締切日)
7. 選考結果	選考の結果は、本人にお知らせします。(平成 23 年 2 月下旬予定)
8. 主催	近畿地方整備局木津川上流河川事務所 / 木津川上流管内河川レンジャー(試行)懇談会
9. お問い合わせ先	<p>木津川上流管内河川レンジャー(試行)事務局</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・事務担当 社団法人近畿建設協会名張支所内 〒518-0713 名張市平尾 2980-26 名張不動産ビル 3 階 TEL 0595-62-0476 (AM10:00~PM5:00) FAX 0595-62-0477</li><li>・近畿地方整備局木津川上流河川事務所管理課 TEL 0595-63-1611(代表)</li></ul> <p>事務局では、河川レンジャーに関するご質問・お問い合わせも受け付けております。 土日祝日の電話・窓口対応は行っておりません。ご了承下さい。</p>

木津川上流管内河川レンジャーの募集についての詳細は、「平成 22 年度 募集要領」をご参照下さい。

木津川上流管内河川レンジャー

平成22年度

募 集 要 領

## 目 次

1. 趣旨 .....	1
2. 木津川上流管内河川レンジャーの概要 .....	2
(1)河川レンジャーの役割 .....	2
(2)河川レンジャーの主な活動内容 .....	2
(3)河川レンジャーの活動範囲 .....	2
3. 木津川上流管内河川レンジャーになるためのプロセスと要件 .....	3
3-1 「木津川上流発見講座」の受講 .....	4
(1)講座の目的 .....	4
(2)受講の要件 .....	4
(3)平成 22 年度の「木津川上流発見講座」開催のお知らせ .....	4
3-2 「河川レンジャー養成講座」の受講 .....	5
(1)講座の目的 .....	5
(2)受講の要件 .....	5
(3)平成 22 年度の「河川レンジャー養成講座」開催のお知らせ .....	5
3-3 「河川レンジャー希望者」の登録 .....	6
(1)登録の要件 .....	6
(2)登録の流れ .....	7
(3)登録の有効期間 .....	7
3-4 プレゼンテーションの実施 .....	8
(1)活動企画書の提出 .....	8
(2)プレゼンテーションの実施要領 .....	8
(3)平成 22 年度の「プレゼンテーション」開催のお知らせ(予定) .....	8
3-5 河川レンジャーの審査(河川レンジャー候補者の決定) .....	9
(1)審査の項目 .....	9
(2)審査結果の公表 .....	9
(3)平成 22 年度の「木津川上流管内河川レンジャー(試行)推薦委員会」開催のお知らせ(予定) .....	9
3-6 河川レンジャー予定者の決定 .....	10
(1)平成 22 年度の「木津川上流管内河川レンジャー(試行)会議」開催のお知らせ(予定) .....	10
3-7 河川レンジャーの任命 .....	11
(1)平成 22 年度の「木津川上流管内河川レンジャー任命式」開催のお知らせ(予定) .....	11
4. お問い合わせ先等 .....	12
(1)主催者 .....	12
(2)事務局 .....	12

## 1. 趣旨

平成21年3月に策定された「淀川水系河川整備計画」において、これからの河川整備は、流域のあらゆる関係者が、情報や問題意識を共有しながら日常的な信頼関係を築くとともに連携協働してより良い河川整備に向けた努力を積み重ねていく必要があるとして、地域住民と河川管理者とが連携しながら河川整備を進めていくために、双方の間に介在して住民が河川に関心を持つような活動や、住民意見の聴取・ニーズの収集等を行うことを役割とする『河川レンジャー』が位置づけられました。

近畿地方整備局木津川上流河川事務所では、平成20年3月より河川レンジャー制度を発足(木津川上流管内河川レンジャー(試行)懇談会)し、運営体制の整備や河川レンジャーの任命に向けた様々な取り組みを経て、同10月に管内で初めてとなる2名の河川レンジャーが任命されました。

その後、平成21年度には新たな河川レンジャーが任命され、現在3名の河川レンジャーにより住民の方々を対象とした環境学習や歴史・文化の普及活動等が実践されております。

このような中、住民の方々との連携・協働による参加型河川整備の実現に向け、管内で活動する新たな河川レンジャーを募集します。

## 2. 木津川上流管内河川レンジャーの概要

### (1)河川レンジャーの役割

河川レンジャーは、行政と住民との間に立って、防災学習や水防活動等の防災・減災を推進する活動、河川にかかわる環境学習等の文化活動や動植物の保全等の活動を実施するとともに、不法投棄の状況把握や河川利用者への安全指導など、河川管理者が責任を果たさなければならないもの以外で、比較的穏便で危険を伴わない範囲における河川管理上の役割を担い、河川と地域との良好な関係を構築する。

### (2)河川レンジャーの主な活動内容

- ・ 防災・減災、救援・救難の推進を図る活動
- ・ 河川の環境保全を図る活動
- ・ 河川の適正な利用の推進を図る活動
- ・ 節水意識の普及・啓発活動
- ・ 日常的な河川管理活動
- ・ 河川にかかわる歴史・文化の普及・啓発活動
- ・ 河川行政と地域・住民・住民団体のコーディネートを図る活動
- ・ 川づくり・まちづくりへの参画・支援活動
- ・ 木津川上流に関心を持ち愛護する人材を育成する活動
- ・ 河川レンジャー活動に関するニュースの発行等の情報の発信

### (3)河川レンジャーの活動範囲

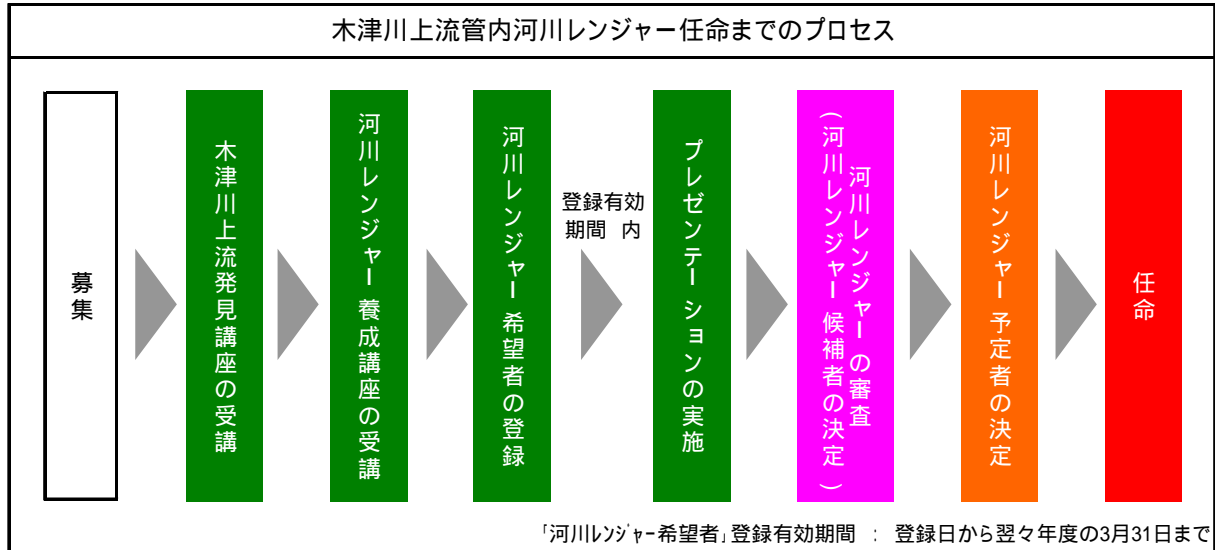
- ・ 活動範囲：木津川上流管内（当面の間、三重県内とします）

なお、勉強会等の開催の活動拠点として上野遊水地集中管理センター資料室内(近畿地方整備局木津川上流河川事務所伊賀上野出張所構内)を利用できます。



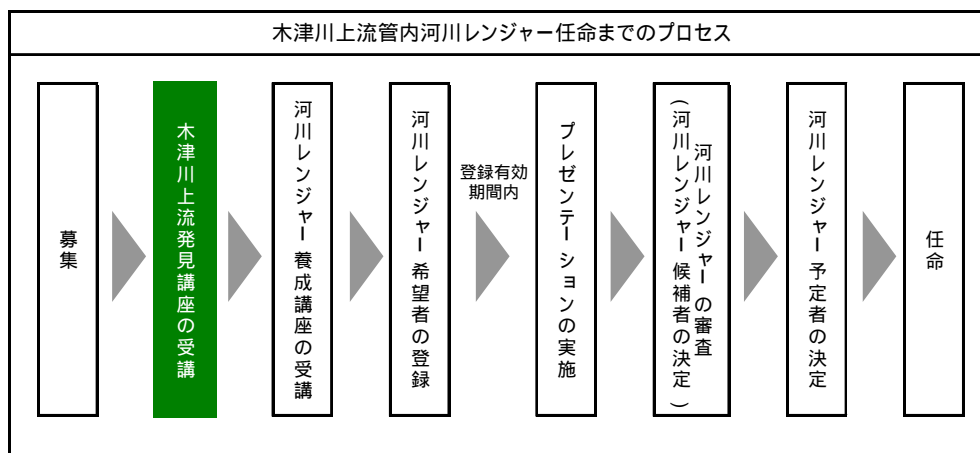
### 3. 木津川上流管内河川レンジャーになるためのプロセスと要件

木津川上流管内河川レンジャーになっていただくためには、次のプロセスを経て河川レンジャーとして任命を受ける必要があります。



### 3-1 「木津川上流発見講座」の受講

河川レンジャーになることを希望される方は、まず「木津川上流発見講座」を受講していただきます。



#### (1) 講座の目的

「木津川上流発見講座」は、木津川上流と河川レンジャーに関する基礎的知識及び共通認識を習得していただく事を目的に開催します。

#### (2) 受講の要件

満18歳以上の方(平成22年4月1日現在)であればどなたでも受講できます。

ただし、平成20・21年度に「河川レンジャー希望者」の登録を行っている方は、受講が免除されます。(「河川レンジャー希望者」の登録についての詳細は、3-3を参照下さい。)

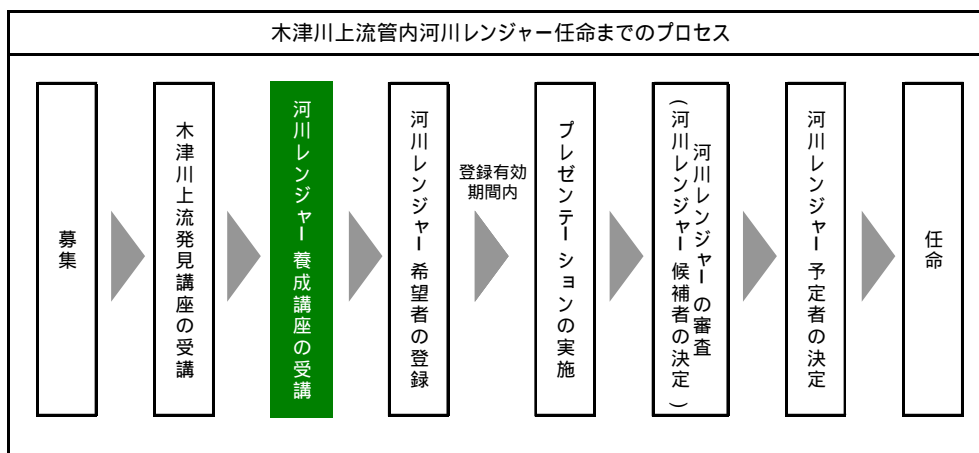
#### (3) 平成22年度の「木津川上流発見講座」開催のお知らせ

開催日時	平成23年1月29日(土) 9:30~17:00 (9:15より受付開始)
開催場所	上野遊水地集中管理センター資料室 (三重県伊賀市小田町242 近畿地方整備局木津川上流河川事務所伊賀上野出張所構内)
受講料	無料
申込期限	平成23年1月24日(月)まで
申込方法	開催チラシ裏面の「お申し込み用紙」に必要事項をご記入いただき、事務局までFAXまたは郵送でお申し込み下さい。
カリキュラム(予定)	木津川上流の歴史・文化 / 木津川上流の河川環境 / 木津川上流の流域環境 / 川を活かした地域づくりと防災



### 3-2 「河川レンジャー養成講座」の受講

「木津川上流発見講座」の受講を修了し、河川レンジャーになることを希望される方は、「河川レンジャー養成講座」を受講していただきます。



#### (1) 講座の目的

「河川レンジャー養成講座」は、木津川上流に関する高度な知識及び河川レンジャーの活動技術を習得していただく事を目的に開催します。

ただし、平成20・21年度に「河川レンジャー希望者」の登録を行っている方は、受講が免除されます。（「河川レンジャー希望者」の登録についての詳細は、3-3を参照下さい。）

#### (2) 受講の要件

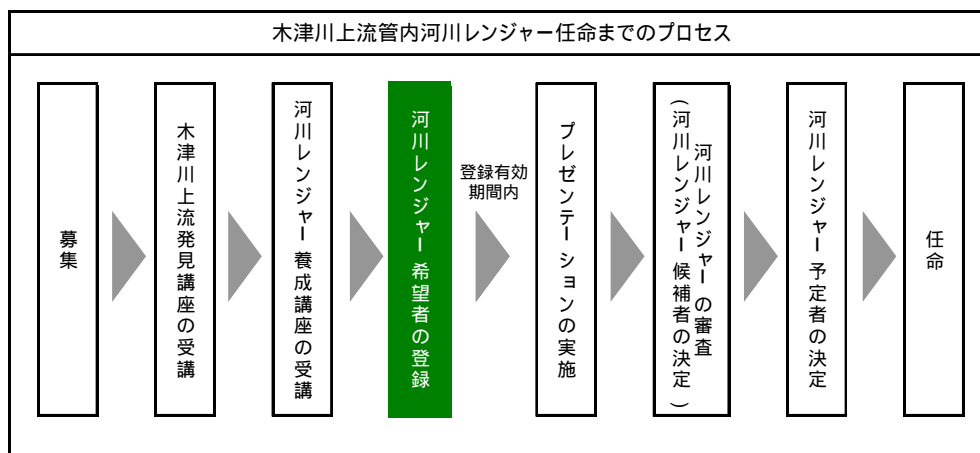
「木津川上流発見講座」の受講を修了した、木津川上流管内にお住まいの方またはこの地域に通勤、通学する方で、河川レンジャーになることを希望する方

#### (3) 平成22年度の「河川レンジャー養成講座」開催のお知らせ

開催日時	平成23年2月5日(土) 10:00～17:00 (9:45より受付開始)
開催場所	上野遊水地集中管理センター資料室 (三重県伊賀市小田町242 近畿地方整備局木津川上流河川事務所伊賀上野出張所構内)
受講料	無料
申込方法	「木津川上流発見講座」でご案内します。
カリキュラム (予定)	河川レンジャーについて / 河川のルール / 水辺の安全対策 / 河川レンジャーの活動 / 活動計画づくりの実践

### 3-3 「河川レンジャー希望者」の登録

「河川レンジャー養成講座」の受講を修了し、河川レンジャーになることを希望する方は「河川レンジャー希望者」として登録していただきます。



#### (1) 登録の要件

「河川レンジャー希望者」の登録は、木津川上流管内河川レンジャー(試行)運営要領(案)第9条に定める「河川レンジャーの任命基準」の内、以下の要件を満足している方を対象に行います。

「河川レンジャー希望者」登録要件
(1)木津川上流管内の住人又はこの地域に通勤、通学する満18歳以上の者であること。 (2)地域固有の情報や知識に精通していること。 (3)有能な河川レンジャーになれるよう日々熱意を持ち、自己研鑽や研修を惜しまないこと。 (4)講座(「木津川上流発見講座」「河川レンジャー養成講座」)を受講していること。 (5)公共施設の不正使用等の法令に違反する行為を行っていないこと。 (6)心身ともに健全で河川レンジャーとして活動できること。 (7)運営要領(案)を遵守できること。
満18歳以上満20歳未満の登録希望者は、親権者からの「河川レンジャー任命承諾書」を提出して頂くことを条件とします。 年齢計算の基準日は、審査を行う年度の4月1日とします。

## (2)登録の流れ

「河川レンジャー養成講座」の受講修了後、以下の書類(巻末に添付しております)を事務局に提出していただきます。

(登録に必要な書類)

- ・『河川レンジャー希望者』登録書
- ・『河川レンジャー希望者』個人調書
- ・『河川レンジャー』任命承諾書(満18歳以上満20歳未満の登録希望者のみ)

(提出期限)

- ・「河川レンジャー養成講座」の開催後から事務局の指定する日まで

事務局により、提出された書類に基づき登録要件の充足を確認後、要件を満たしている方を「河川レンジャー希望者」として登録し、「登録証明書」を発行します。

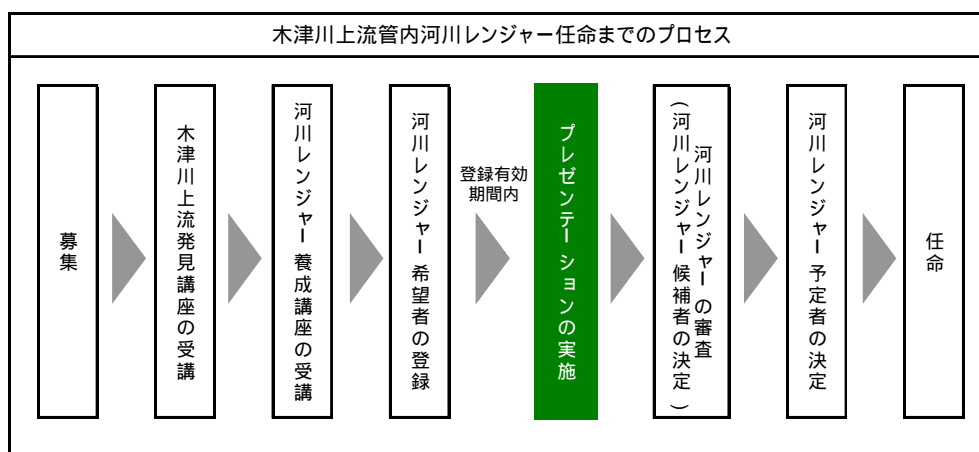
## (3)登録の有効期間

「河川レンジャー希望者」の登録有効期間は、登録した日から翌々年度の3月31日までとし、有効期間内であればプレゼンテーションの実施を条件として「河川レンジャーの審査」を複数回受審できます。

なお、登録有効期間を満了した方で、登録の更新を希望する場合は「河川レンジャー養成講座」を再受講し、「河川レンジャー希望者」の登録を行っていただきます。

### 3-4 プレゼンテーションの実施

「河川レンジャー希望者」の登録を行い、「河川レンジャーの審査」の受審を希望される方は「プレゼンテーション(河川レンジャーとして行いたい活動の発表)」を行っていただきます。



#### (1)活動企画書の提出

プレゼンテーションの実施にあたり、事前に自らが考える「河川レンジャーとして行いたい活動」について記載した『河川レンジャー希望者』活動企画書(巻末に添付しております)を、プレゼンテーション開催1週間前までに、事務局に提出していただきます。

#### (2)プレゼンテーションの実施要領

##### 進め方

はじめに、受審者より「河川レンジャーとして行いたい活動」について発表していただき、発表後、参加メンバーによる質疑を行います。

発表時間は一人10分、質疑応答時間は5分とし、発表(表現)方法は受審者の自由とします。

##### 参加メンバー(受審者は除く)

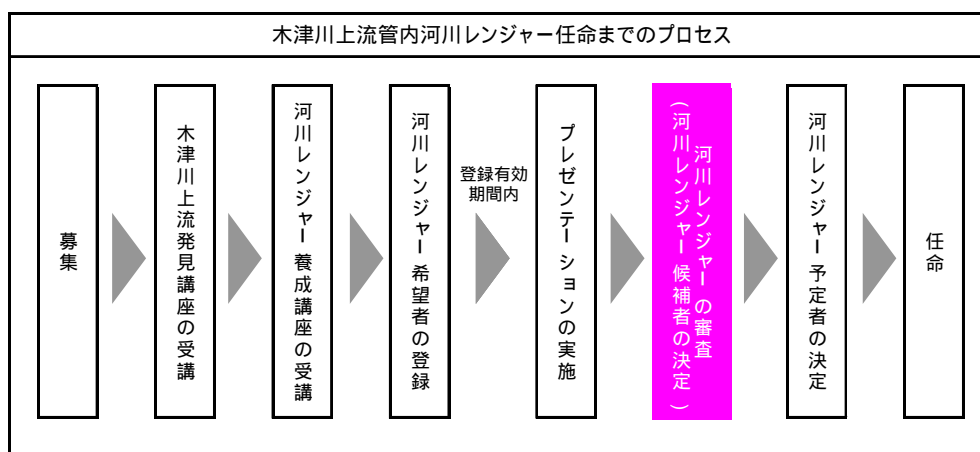
- ・木津川上流管内河川レンジャー(試行)推薦委員会 委員及びオブザーバー 全員
- ・木津川上流管内河川レンジャー(試行)レンジャー会議 座長及び議長
- ・事務局(進行)

#### (3)平成 22 年度の「プレゼンテーション」開催のお知らせ(予定)

開催日時	平成 23 年 2 月中旬
開催場所	上野遊水地集中管理センター資料室 (三重県伊賀市小田町 242 近畿地方整備局木津川上流河川事務所伊賀上野出張所構内)

### 3-5 河川レンジャーの審査(河川レンジャー候補者の決定)

「河川レンジャー希望者」の登録情報ならびに「プレゼンテーション」の結果等より、木津川上流管内河川レンジャー(試行)推薦委員会にて「河川レンジャー候補者」を決定します。



#### (1) 審査の項目

審査は、次の5項目について評価を行います。

審査項目
( ) 河川レンジャーに対する考えと意欲
( ) 河川と地域との良好な関係を構築する意欲
( ) 周囲との調和や良好な関係を構築する能力
( ) 地域固有の情報や知識への精通度
( ) 河川レンジャーとして行いたい活動内容の地域での必要性

#### (2) 審査結果の公表

審査結果は全ての受審者に対し個別に通知するほか、河川レンジャーの任命後に以下の内容について近畿地方整備局木津川上流河川事務所ホームページにおいて公表します。

(公表する内容)

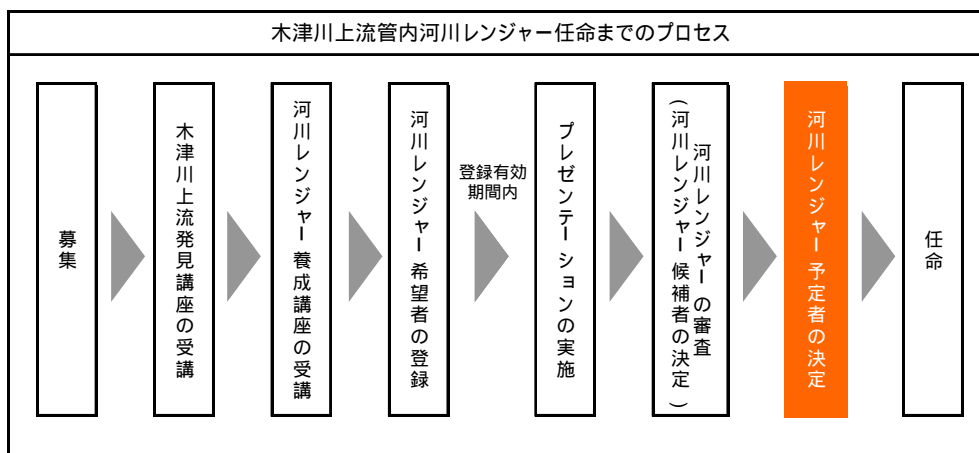
- ・「河川レンジャー希望者」登録者数
- ・「河川レンジャー候補者」受審番号
- ・「河川レンジャー任命者」氏名
- ・「河川レンジャーの審査」受審者数
- ・「河川レンジャー予定者」受審番号

#### (3) 平成 22 年度の「木津川上流管内河川レンジャー(試行)推薦委員会」開催のお知らせ(予定)

開催日時	平成 23 年 2 月中旬(プレゼンテーションと同日に開催します)
開催場所	上野遊水地集中管理センター資料室 (三重県伊賀市小田町 242 近畿地方整備局木津川上流河川事務所伊賀上野出張所構内)

### 3-6 河川レンジャー予定者の決定

3-5で決定した「河川レンジャー候補者」を、木津川上流管内河川レンジャー(試行)会議において、河川レンジャーとしてふさわしいかどうかを審議し、「河川レンジャー予定者」を決定します。

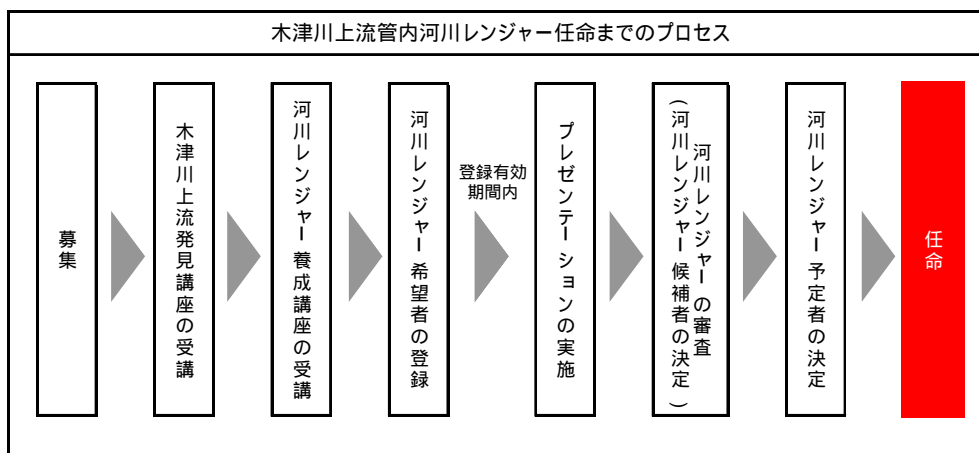


(1)平成 22 年度の「木津川上流管内河川レンジャー(試行)会議」開催のお知らせ(予定)

開催日時	平成 23 年 2 月下旬
開催場所	上野遊水地集中管理センター資料室 (三重県伊賀市小田町 242 近畿地方整備局木津川上流河川事務所伊賀上野出張所構内)

### 3-7 河川レンジャーの任命

3-6で決定した「河川レンジャー予定者」を、近畿地方整備局木津川上流河川事務所長より河川レンジャーとして任命します。



(1)平成 22 年度の「木津川上流管内河川レンジャー任命式」開催のお知らせ(予定)

開催日時	平成 23 年 2 月下旬
開催場所	近畿地方整備局木津川上流河川事務所

## 4. お問い合わせ先等

### (1)主催者

近畿地方整備局木津川上流河川事務所 / 木津川上流管内河川レンジャー(試行)懇談会

### (2)事務局

木津川上流管内河川レンジャー(試行)事務局

- ・事務担当 社団法人近畿建設協会名張支所内  
 (住所) 〒518-0713 名張市平尾 2980-26 名張不動産ビル 3階  
 (TEL) 0595-62-0476 (AM10:00~PM5:00) (FAX) 0595-62-0477
- ・近畿地方整備局木津川上流河川事務所管理課  
 (TEL) 0595-63-1611(代表)

事務局では、河川レンジャーに関するご質問・お問い合わせも受け付けております。  
土日祝日の電話・窓口対応は行っておりません。ご了承下さい。



平成 年 月 日

平成 年 月 日

木津川上流管内河川レンジャー(試行)事務局 殿

## 河川レンジャー希望者登録 申請書

私は、河川レンジャーとなることを希望し、審査を受審することを申請します。

ふりがな	氏名	年齢	満才 (H21.4.1現在)	性別	男・女
〒 -					
現住所 及び 連絡先	TEL : ( ) - (自宅・勤務先・携帯) FAX : ( ) - (自宅・勤務先) E-mail: (自宅・勤務先・携帯)				
ご職業	会社員・公務員・自営業・学生・その他( )				

※ 別添の「個人調書」にも必要事項をご記入いただき、事務局まで郵送にてお申し込み下さい。

※ ご記入いただいた個人情報は、木津川上流管内河川レンジャーの審査及びそれに係わる連絡以外には使用致しません。

木津川上流管内河川レンジャー(試行)事務局 殿

## 『河川レンジャー希望者』登録書

私は、河川レンジャーになることを希望します。

ふりがな	氏名	年齢	満才 (H22.4.1現在)	性別	男・女
〒 -					
住所 連絡先	TEL : ( ) - (自宅・携帯) FAX : ( ) - (自宅) E-mail: @ (自宅・携帯)				
木津川上流管内にお住まいでない方で、以下の①②のいずれかに該当する方は、ご記入下さい。					
①木津川上流管内 に通動している方 は勤務先名と住所	勤務先名: 〒 -				
②木津川上流管内 に通学している方 は学校名と住所	学校名: 〒 -				
ご職業	会社員・自営業・学生・その他( )				
講座の受講 修了確認	平成 年度 河川レンジャー養成講座受講				

※別添の『河川レンジャー希望者』個人調書』にも必要事項をご記入いただき、事務局まで郵送にてお申し込み下さい。  
※ご記入いただいた個人情報は、木津川上流管内河川レンジャーの審査及びそれに係わる連絡以外には使用致しません。

## 河川レンジャー希望者個人調書

この個人調書は、ご自身の審査の対象要件の確認と審査の情報として使用しますので、正確にご記入ください。

なお、記入された事項に虚偽があった場合、河川レンジャーの審査は行いませんのでご注意ください。

ふりがな		記入日	平成	年	月	日
氏名	印					

河川レンジャー希望者の審査対象要件を確認するため、河川レンジャーの任命基準である以下の項目を①～⑤の問いによって自己申告で確認します。

- ◇有能な河川レンジャーになれるよう日々熱意を持ち、自己研鑽や研修を惜しまないこと。
- ◇公共施設の不正使用等の法令に違反する行為を行っていないこと。
- ◇心身ともに健全で河川レンジャーとして活動を執行できること。
- ◇河川レンジャーの活動中において宗教活動、政治活動、営利活動及びそれら紛らわしい行為を行わないこと。
- ◇『木津川上流管内河川レンジャー（試行）運営要領(案)』を遵守できること。

① あなたが河川レンジャーに任命された場合、日々熱意を持って、自己研鑽や研修を惜しまず、有能な河川レンジャーになれるように努力できますか。

ア) はい                      イ) いいえ

② あなたは、堤防周辺の土地を耕作地などに利用するなどの公共空間・施設の不正使用等の法令に違反する行為を

ア) していない      イ) している      ウ) 違反かわからないが心当たりがある

③ ②でウ)に○を付けた人は、その内容を記入してください。


## 『河川レンジャー希望者』 個人調書

この個人調書は、『河川レンジャー希望者』の登録要件の確認と審査の情報として使用しますので、正確にご記入ください。

なお、記入された事項に虚偽があった場合、河川レンジャーの審査は行いませんのでご注意ください。

ふりがな		記入日	平成	年	月	日
氏名	印					

『河川レンジャー希望者』の登録要件を確認するため、河川レンジャーの任命基準である以下の項目を①～⑤の問いによって自己申告で確認します。

- ◇有能な河川レンジャーになれるよう日々熱意を持ち、自己研鑽や研修を惜しまないこと。
- ◇公共施設の不正使用等の法令に違反する行為を行っていないこと。
- ◇心身ともに健全で河川レンジャーとして活動を執行できること。
- ◇河川レンジャーの活動中において宗教活動、政治活動、営利活動及びそれら紛らわしい行為を行わないこと。
- ◇『木津川上流管内河川レンジャー（試行）運営要領(案)』を遵守できること。

① あなたが河川レンジャーに任命された場合、日々熱意を持って、自己研鑽や研修を惜しまず、有能な河川レンジャーになれるように努力できますか。

ア)はい                      イ)いいえ

② あなたは、堤防周辺の土地を耕作地などに利用するなどの公共空間・施設の不正使用等の法令に違反する行為を

ア)していない      イ)している      ウ)違反かわからないが心当たりがある

③ ②でイ)またはウ)に○を付けた人は、その内容を記入してください。


④ あなたが河川レンジャーに任命された場合、現在の健康状態は、河川レンジャーとしての活動に支障がありませんか。

ア) 支障がない    イ) 支障がある

⑤ あなたが河川レンジャーに任命された場合、『木津川上流管内河川レンジャー（試行）運営要領（案）』を遵守できますか。

ア) できる    イ) できない

『木津川上流管内河川レンジャー（試行）運営要領（案）』で示されている河川レンジャーとして有していることが望ましい知識・経験・資格の審査情報となるよう、自己申告により保有状況を確認します。

下記の1)～12)の知識・経験・資格のうち、該当するものがあれば、以下の記入欄にその番号と具体的な内容を記入してください。（複数回答可）

- 1) 解説、通訳、啓発に関する技術（インタープリテーション技術）
- 2) コーディネートに関する知識と技術
- 3) 緊急時対応に関する知識
- 4) 危険予知及び回避などの安全確保や、安全教育に関する知識
- 5) 環境保全やまちづくりなどの豊富な市民活動の経験
- 6) 地域のスポーツ活動指導や青少年育成などの豊富な経験
- 7) 郷土史への精通
- 8) 豊富な川や水に関する知識や実務経験
- 9) 川の指導者（初・中・上級）としての経験
- 10) 自然観察指導員の資格
- 11) 救急・救命法受講の経験
- 12) その他

※ 該当する内容が無い場合は、未記入で結構です。

※ 記入欄が不足する場合は、該当頁をコピーして追加記入してください。

④ あなたが河川レンジャーに任命された場合、現在の健康状態は、河川レンジャーとしての活動に支障がありませんか。

ア) 支障がない    イ) 支障がある

⑤ あなたが河川レンジャーに任命された場合、『木津川上流管内河川レンジャー（試行）運営要領（案）』を遵守できますか。

ア) できる    イ) できない

『木津川上流管内河川レンジャー（試行）運営要領（案）』で示されている河川レンジャーとして有していることが望ましい知識・経験・資格の審査情報となるよう、自己申告により保有状況を確認します。

下記の1)～12)の知識・経験・資格のうち、該当するものがあれば、以下の記入欄にその番号と具体的な内容を記入してください。（複数回答可）

- 1) 解説、通訳、啓発に関する技術（インタープリテーション技術）
- 2) コーディネートに関する知識と技術
- 3) 緊急時対応に関する知識
- 4) 危険予知及び回避などの安全確保や、安全教育に関する知識
- 5) 環境保全やまちづくりなどの豊富な市民活動の経験
- 6) 地域のスポーツ活動指導や青少年育成などの豊富な経験
- 7) 郷土史への精通
- 8) 豊富な川や水に関する知識や実務経験
- 9) 川の指導者（初・中・上級）としての経験
- 10) 自然観察指導員の資格
- 11) 救急・救命法受講の経験
- 12) その他

※ 該当する内容が無い場合は、未記入で結構です。

※ 記入欄が不足する場合は、該当頁をコピーして追加記入してください。

番号	
(内容)	

番号	
(内容)	

番号	
(内容)	

番号	
(内容)	

番号	
(内容)	

番号	
(内容)	

番号	
(内容)	

番号	
(内容)	

番号	
(内容)	

番号	
(内容)	

『地域固有の情報や知識への精通度』の審査情報として以下の①～③の事項を記入していただきます。

- ※ 以下の記入欄に差し支えない範囲で記入してください。
- ※ 該当する内容が無い場合は、未記入で結構です。
- ※ 記入欄が不足する場合は、該当頁をコピーして追加記入してください。

① 活動希望地域での在住状況

居住地		居住年数	(      年 ~      )
の住所		居住年数	(      年 ~      )

② 地域組織への参加状況(複数回答可)

団体名		役職	
		所属年数	年
活動場所	(団体)		
	(貴方)		
活動内容及び頻度	(団体)	活動頻度	回/月 or 年
	(貴方)	活動頻度	回/月 or 年

団体名		役職	
		所属年数	年
活動場所	(団体)		
	(貴方)		
活動内容及び頻度	(団体)	活動頻度	回/月 or 年
	(貴方)	活動頻度	回/月 or 年

『地域固有の情報や知識への精通度』の審査情報として以下の①～③の事項を記入していただきます。

- ※ 以下の記入欄に差し支えない範囲で記入してください。
- ※ 該当する内容が無い場合は、未記入で結構です。
- ※ 記入欄が不足する場合は、該当頁をコピーして追加記入してください。

① 活動希望地域での在住状況

居住地		居住年数	(      年 ~      )
の住所		居住年数	(      年 ~      )

② 地域組織への参加状況(複数回答可)

団体名		役職	
		所属年数	年
活動場所	(団体)		
	(貴方)		
活動内容及び頻度	(団体)	活動頻度	回/月 or 年
	(貴方)	活動頻度	回/月 or 年

団体名		役職	
		所属年数	年
活動場所	(団体)		
	(貴方)		
活動内容及び頻度	(団体)	活動頻度	回/月 or 年
	(貴方)	活動頻度	回/月 or 年

## ③ 地域活動への参加状況(複数回答可)

団体名		活動名	
活動場所	(団体)		
	(貴方)		
活動内容	(団体)		
	(貴方)		
活動期間			

団体名		活動名	
活動場所	(団体)		
	(貴方)		
活動内容	(団体)		
	(貴方)		
活動期間			

## ③ 地域活動への参加状況(複数回答可)

団体名		活動名	
活動場所	(団体)		
	(貴方)		
活動内容	(団体)		
	(貴方)		
活動期間			

団体名		活動名	
活動場所	(団体)		
	(貴方)		
活動内容	(団体)		
	(貴方)		
活動期間			

平成 年 月 日

木津川上流管内河川レンジャー(試行)事務局 殿

### 河川レンジャー任命承諾書

私( )は、河川レンジャー希望者( )が、河川レンジャーの審査を受審し、河川レンジャー候補者及び河川レンジャー予定者として決定された場合、河川レンジャーに任命されることを親権者として承諾します。

ふりがな		年齢	満 才	希望者 との続柄
親権者 氏名	印			
親権者 連絡先	〒 - TEL : ( ) -			

- ※ 事務局まで郵送にてお申し込み下さい。
- ※ ご記入いただいた個人情報は、木津川上流管内河川レンジャーの審査及びそれに係わる連絡以外には使用致しません。

木津川上流管内河川レンジャー(試行)事務局 殿

### 『河川レンジャー』 任命承諾書

私( )は、河川レンジャー希望者( )が、河川レンジャーの審査を受審し、河川レンジャーに任命されることを親権者として承諾します。

ふりがな		年齢	満 才	希望者 との続柄
親権者 氏名	印			
親権者 連絡先	〒 - TEL : ( ) - ( 自宅・携帯 )			

- ※事務局まで郵送にてお申し込み下さい。
- ※ご記入いただいた個人情報は、木津川上流管内河川レンジャーの審査及びそれに係わる連絡以外には使用致しません。

## 河川レンジャー希望者 活動企画書

氏名	
活動テーマ	
活動場所	
活動内容	
アピールポイント	

- ※ 事務局まで郵送にてお申し込み下さい。  
 ※ ご記入いただいた個人情報は、木津川上流管内河川レンジャーの審査及びそれに係わる連絡以外には使用致しません。

## 『河川レンジャー希望者』活動企画書

氏名	
活動テーマ	
活動場所	
活動内容	
アピールポイント	

- ※事務局まで郵送にてお申し込み下さい。  
 ※ご記入いただいた個人情報は、木津川上流管内河川レンジャーの審査及びそれに係わる連絡以外には使用致しません。



# 木津川上流管内河川レンジャーになろう！！

平成 22 年度

## 『木津川上流発見講座』 受講者募集

住民の皆さまと行政との橋渡し役となって活動を行う「河川レンジャー」に必要な基礎的知識や共通認識について学んでいただくための『木津川上流発見講座』を開催します。

河川レンジャーになることを希望される方はもとより、河川に興味のある方も講座を受講できます。

この講座は、木津川上流管内の河川についての歴史・文化や河川環境などのカリキュラムがあり、多くの方に関心を持っていただくために開催しますので、この機会にぜひご参加下さい。

### 募集期間

平成 22 年 12 月 1 日 (水) ~ 平成 23 年 1 月 24 日 (月)

## 平成 22 年度『木津川上流発見講座』開催案内

**開催日時** 平成 23 年 1 月 29 日 (土) 9:30 ~ 17:00 (9:15より受付開始)

**開催場所** 上野遊水地集中管理センター資料室  
(伊賀市小田町 242 近畿地方整備局木津川上流河川事務所伊賀上野出張所構内)

**対象者** 満 18 歳以上の方 (平成 22 年 4 月 1 日現在) であればどなたでも参加していただけます。

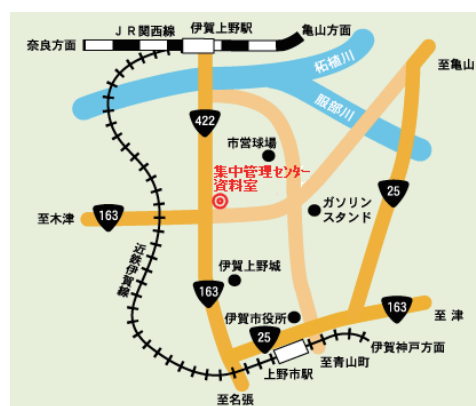
**募集定員** 30 名  
※お申し込みは、先着順とさせていただきます。  
※河川レンジャーになることを希望される方を優先させていただきます。

**受講料** 無料

**カリキュラム (予定)** 木津川上流の歴史・文化 / 木津川上流の河川環境 / 木津川上流の流域環境 / 川を活かした地域づくりと防災についての講義を行います。

**申込方法** 裏面の「お申し込み用紙」に必要事項をご記入いただき事務局まで FAX または郵送にてお申し込み下さい。

### 会場アクセス



- 伊賀鉄道 上野市駅下車 北西に徒歩約 12 分
  - JR 関西線 伊賀上野駅下車 南に徒歩約 15 分
- ※駐車場に限りがございますので、できるだけ公共交通機関をご利用下さい。

# 木津川上流管内河川レンジャー

## 河川レンジャーとは？

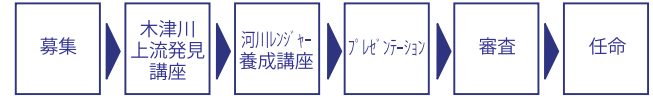
『河川レンジャー』とは、住民の皆さまと行政とが信頼しあい、手を取り合って「川づくり」を行っていただけるように、皆さまと行政との橋渡し役となって、川について共に考え、共に守り、共に育てていく活動を行う人達です。

## 河川レンジャーの主な活動内容

- 防災・減災、救援・救難の推進を図る活動
- 河川的环境保全を図る活動
- 河川の適正な利用の推進を図る活動
- 節水意識の普及・啓発活動
- 日常的な河川管理活動
- 河川にかかわる歴史・文化の普及・啓発活動
- 河川行政と地域・住民・住民団体のコーディネートを図る活動
- 川づくり・まちづくりへの参画・支援活動
- 木津川上流に関心を持ち愛護する人材を育成する活動
- 河川レンジャー活動に関するニュースの発行等の情報の発信

## 河川レンジャーになるためには

木津川上流管内の河川レンジャーになっていただくには、「管内にお住まいの方」または「この地域に通勤、通学する満18歳以上」の方で、「木津川上流発見講座」と「河川レンジャー養成講座」の受講等が必要です。



## 『河川レンジャー養成講座』のお知らせ

開催日時 平成23年2月5日(土) 10:00～17:00

開催場所 上野遊水地集中管理センター資料室

対象者 『木津川上流発見講座』の受講修了者で、木津川上流管内にお住まいの方またはこの地域に通勤、通学する方で、河川レンジャーとなることを希望される方

## 『木津川上流発見講座』お申し込み用紙

ふりがな 氏名	河川レンジャーになることを希望されますか？ (○で囲む)		
	希望する ・ 希望しない		
性別 (○で囲む)	男 ・ 女	年齢	満 歳 (平成22年4月1日現在)
住所	〒 -	都道	市町
		府県	村
電話番号		FAX番号	
E-mail		@	
ご職業 (○で囲む)	会社員 ・ 公務員 ・ 自営業 ・ 学生 ・ その他 ( )		
本講座を何でお知り になりましたか？ (○で囲む)	木津川上流河川事務所ホームページ ・ チラシ ・ 広報誌 ( ) その他 ( )		

※事務局まで FAX または郵送にてお申し込み下さい。  
※ご記入いただいた個人情報は、木津川上流管内河川レンジャーの運営以外の目的には使用いたしません。  
※事務局では、河川レンジャーに関するご質問・お問い合わせも受け付けております。  
※土日祝日の電話・窓口対応は行っておりません。ご了承下さい。

## お申し込み・お問い合わせ先 木津川上流管内河川レンジャー (試行) 事務局

事務担当 社団法人近畿建設協会名張支所内 〒518-0713 名張市平尾 2980-26 名張不動産ビル 3F  
TEL : (0595) 62-0476 (AM10:00 ~ PM5:00) FAX : (0595) 62-0477  
近畿地方整備局木津川上流河川事務所管理課 TEL : (0595) 63-1611 (代表)

木津川上流管内河川レンジャー 任命までのプロセスについての検討事項

現行

プロセス	受講・登録要件	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
『木津川上流発見講座』の受講	・満18歳以上の方 (平成22年4月1日現在)	↓	↓	↓	↓
『河川レンジャー養成講座』の受講	・「木津川上流発見講座」の受講を修了している方 ・木津川上流管内にお住まいの方またはこの地域に通勤、通学する方 ・河川レンジャーとなることを希望する方	↓	↓	↓	↓
『河川レンジャー希望者』の登録	・『河川レンジャー養成講座』の受講を修了していること ・地域固有の情報や知識に精通していること ・有能な河川レンジャーになれるよう日々熱意を持ち、自己研鑽や研修を惜しまないこと ・公共施設の不正使用等の法令に違反する行為を行っていないこと ・心身ともに健全で河川レンジャーとして活動できること ・運営要領(案)を遵守できること ・河川レンジャーとなることを希望する方	↓	↓	↓	↓
『プレゼンテーション』の実施	・『河川レンジャー希望者』の登録を行っていること ・「河川レンジャーの審査」の受審を希望する方	↓	↓	↓	↓
『河川レンジャー候補者』の決定	-	↓	↓	↓	↓
『河川レンジャー予定者』の決定	-	↓	↓	↓	↓
任命	-	↓	↓	↓	↓

検討案

プロセス	受講・登録要件	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
『木津川上流発見講座』の受講 または、平成 年度以降の河川レンジャー活動への参加( 回以上)	・満18歳以上の方 (平成22年4月1日現在)	↓	↓	↓	↓
『河川レンジャー養成講座』の受講	・「木津川上流発見講座」の受講を修了している方 ・木津川上流管内にお住まいの方またはこの地域に通勤、通学する方 ・河川レンジャーとなることを希望する方	↓	↓	↓	↓
『河川レンジャー希望者』の登録	・『河川レンジャー養成講座』の受講を修了していること ・地域固有の情報や知識に精通していること ・有能な河川レンジャーになれるよう日々熱意を持ち、自己研鑽や研修を惜しまないこと ・公共施設の不正使用等の法令に違反する行為を行っていないこと ・心身ともに健全で河川レンジャーとして活動できること ・運営要領(案)を遵守できること ・河川レンジャーとなることを希望する方	↓	↓	↓	↓
『プレゼンテーション』の実施	・『河川レンジャー希望者』の登録を行っていること ・「河川レンジャーの審査」の受審を希望する方	↓	↓	↓	↓
『河川レンジャー候補者』の決定	-	↓	↓	↓	↓
『河川レンジャー予定者』の決定	-	↓	↓	↓	↓
任命	-	↓	↓	↓	↓

検討案

プロセス	受講・登録要件	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
『木津川上流発見講座』の受講 または、平成 年度以降の河川レンジャー活動への参加( 回以上)	・満18歳以上の方 (平成22年4月1日現在)	↓	↓	↓	↓
『河川レンジャー養成講座』の受講	・「木津川上流発見講座」の受講を修了している方 ・木津川上流管内にお住まいの方またはこの地域に通勤、通学する方 ・河川レンジャーとなることを希望する方	↓	↓	↓	↓
『河川レンジャー希望者』の登録	・『河川レンジャー養成講座』の受講を修了していること ・地域固有の情報や知識に精通していること ・有能な河川レンジャーになれるよう日々熱意を持ち、自己研鑽や研修を惜しまないこと ・公共施設の不正使用等の法令に違反する行為を行っていないこと ・心身ともに健全で河川レンジャーとして活動できること ・運営要領(案)を遵守できること ・河川レンジャーとなることを希望する方	↓	↓	↓	↓
『プレゼンテーション』の実施	・『河川レンジャー希望者』の登録を行っていること ・「河川レンジャーの審査」の受審を希望する方	↓	↓	↓	↓
『河川レンジャー候補者』の決定	-	↓	↓	↓	↓
『河川レンジャー予定者』の決定	-	↓	↓	↓	↓
任命	-	↓	↓	↓	↓

提案 : 『木津川上流発見講座』の受講と同等の要件として、「河川レンジャー活動への参加」を追加する。

(検討事項)  
有効とする河川レンジャー活動の実施年度  
有効とする参加回数  
施行年度  
昨年度までの河川レンジャー活動への参加者情報が不足しているため、平成23年度からの試行が望ましい。

提案 : 『木津川上流発見講座』の受講修了者は、翌年度以降の同講座の受講を免除する。

(検討事項)  
免除の有効期間  
参加回数  
施行年度  
昨年度までの『木津川上流発見講座』受講者の取り扱い

提案 : 河川レンジャーになることを希望される方は、『河川レンジャー養成講座』を毎年受講しなければならないものとする。

(検討事項)  
「河川レンジャー希望者登録」の必要性  
「河川レンジャー希望者」の登録を行った方は、登録有効期間内の講座の受講を免除され、有効期間満了後は『河川レンジャー養成講座』の再受講を必要としているが、本提案を採用した場合に「河川レンジャー希望者」登録の必要性がなくなる。  
施行年度  
昨年度までの『河川レンジャー希望者』登録者の取り扱い

平成22年度 木津川上流管内河川レンジャー(試行)

平成22年度審査要領(案)

木津川上流管内河川レンジャー(試行)

平成22年度

審査要領(案)

木津川上流管内河川レンジャー(試行)懇談会

## 目 次

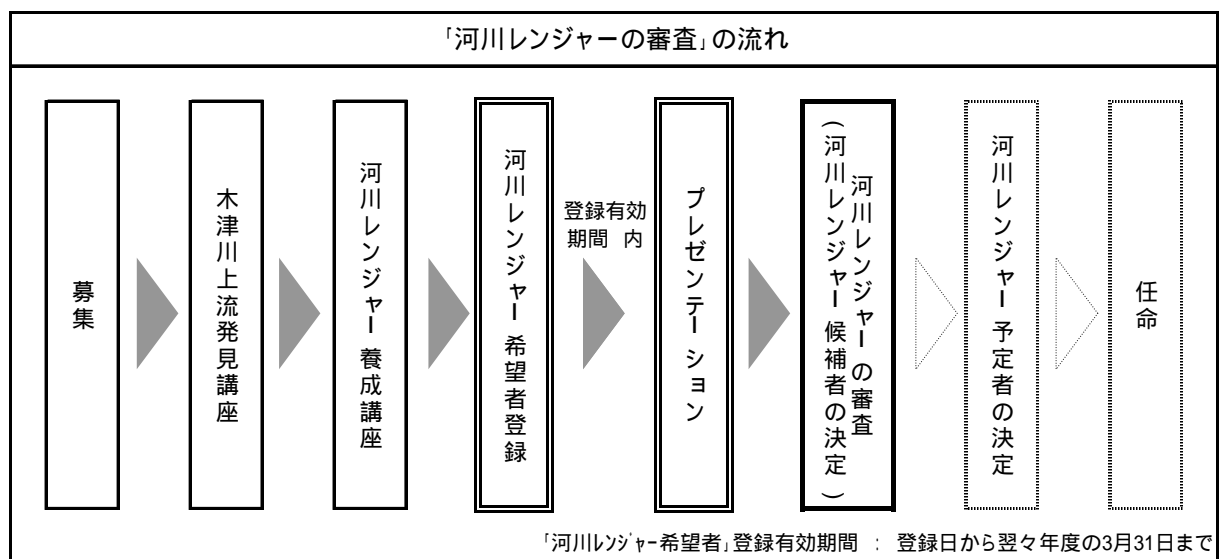
1. はじめに .....	1
2. 審査の流れ .....	1
2-1 河川レンジャー希望者登録.....	1
(1)登録要件.....	1
(2)登録の流れ.....	2
(3)登録有効期間.....	2
2-2 プレゼンテーション.....	2
(1)活動企画書.....	2
(2)プレゼンテーション実施要領.....	2
2-3 河川レンジャーの審査.....	3
(1)審査方針.....	3
(2)審査項目.....	3
(3)評価ならびに河川レンジャー候補者の決定方法.....	3
(4)審査結果の公開.....	3

## 1. はじめに

本要領は「木津川上流管内河川レンジャー(試行)運営要領(案)」(以下「運営要領(案)」)というに基づき、木津川上流管内河川レンジャーの任命に係る、河川レンジャー候補者を決定(以下「河川レンジャーの審査」という)するための審査要領を定めるものである。

## 2. 審査の流れ

河川レンジャーの審査は、「木津川上流発見講座」(以下「発見講座」という)及び「河川レンジャー養成講座」(以下「養成講座」という)を共に受講し、河川レンジャー希望者として登録後、プレゼンテーションを実施した者を対象として、木津川上流管内河川レンジャー(試行)推薦委員会(以下「推薦委員会」という)が行う。



### 2-1 河川レンジャー希望者登録

「発見講座」及び「養成講座」を共に受講し、河川レンジャーになることを希望する者を「河川レンジャー希望者」として登録する。

#### (1) 登録要件

「河川レンジャー希望者」の登録は、運営要領(案)第9条に定める「河川レンジャーの任命基準」の内、以下の要件を満足している者を対象に行う。

「河川レンジャー希望者」登録要件
(1) 木津川上流管内の住人又はこの地域に通勤、通学する満18歳以上の者であること。
(2) 地域固有の情報や知識に精通していること。
(3) 有能な河川レンジャーになれるよう日々熱意を持ち、自己研鑽や研修を惜しまないこと。
(4) 講座(「木津川上流発見講座」「河川レンジャー養成講座」)を受講していること。
(5) 公共施設の不正使用等の法令に違反する行為を行っていないこと。
(6) 心身ともに健全で河川レンジャーとして活動できること。
(7) 運営要領(案)を遵守できること。

満18歳以上満20歳未満の登録希望者は、親権者からの「河川レンジャー任命承諾書」を提出して頂くことを条件とする。  
年齢計算の基準日は、審査を行う年度の4月1日とする。

## (2)登録の流れ

「養成講座」の受講後、以下の書類を事務局に提出していただく。

(登録に必要な書類)

- ・『河川レンジャー希望者』登録書
- ・『河川レンジャー希望者』個人調書
- ・『河川レンジャー』任命承諾書(満18歳以上満20歳未満の登録希望者のみ)

(提出期限)

- ・「養成講座」の開催後から事務局の指定する日まで

事務局は、提出された書類に基づき登録要件の充足を確認後、要件を満たしている者を「河川レンジャー希望者」として登録し、「登録証明書」を発行する。

## (3)登録有効期間

「河川レンジャー希望者」の登録有効期間は、登録した日から翌々年度の3月31日までとし、有効期間内であればプレゼンテーションの実施を条件として「河川レンジャーの審査」を複数回受審できるものとする。

なお、登録有効期間を満了した者で、登録の更新を希望する場合は「養成講座」を再受講し、「河川レンジャー希望者」の登録を行わなければならないものとする。

## 2-2 プレゼンテーション

「河川レンジャー希望者」の登録を行い、「河川レンジャーの審査」の受審を希望する者を対象に「プレゼンテーション(河川レンジャーとして行いたい活動の発表)」を開催する。

### (1)活動企画書

プレゼンテーションの開催にあたり、事前に受審者より、自らが考える「河川レンジャーとして行いたい活動」について記載した『河川レンジャー希望者』活動企画書を、プレゼンテーション開催1週間前までに、事務局に提出していただく。

### (2)プレゼンテーション実施要領

進め方

はじめに、受審者より「河川レンジャーとして行いたい活動」について発表していただき、発表後、参加メンバーによる質疑を行う。

発表時間は一人10分、質疑応答時間は5分とし、発表(表現)方法は受審者の自由とする。

参加メンバー(受審者は除く)

- ・木津川上流管内河川レンジャー(試行)推薦委員会 委員及びオブザーバー 全員
- ・木津川上流管内河川レンジャー(試行)レンジャー会議 座長及び議長
- ・事務局(進行)

プレゼンテーション記録表

参加メンバーは、事前に提出される『河川レンジャー希望者』活動企画書ならびに発表内容、質疑応答の結果等より、2-3(2)の「審査項目」に基づく審査情報を収集し、その結果を「プレゼンテーション記録表」に記入する。

なお、推薦委員会オブザーバーならびにレンジャー会議座長及び議長による記録表については、推薦委員会での参考資料とする。



## 2-3 河川レンジャーの審査

推薦委員会は、「河川レンジャー希望者」の登録情報ならびに「プレゼンテーション」における審査情報より、審査項目毎に評価を行い、河川レンジャー候補者を決定する。

### (1) 審査方針

河川レンジャーの審査にあたり、以下の事項を基本方針とする。

審査の基本方針
(1) 公平中立な立場で審査し、審査に係わる者は、河川レンジャー希望者の利害を伴う情報は提供しない。
(2) 審査に係わる者は、審査で知り得た情報を第三者に公開、口外しない。
(3) 河川レンジャー希望者の個性を尊重する。
(4) 河川レンジャー希望者には、審査目的、審査手順、審査項目及び審査方法等を周知する。
(5) 審査員の氏名及び勤務先又は所属機関等の名称を公開する。
(6) 本審査要領は、適宜見直しを行う。

### (2) 審査項目

審査は、以下の5項目について行う。

審査項目
( ) 河川レンジャーに対する考えと意欲
( ) 河川と地域との良好な関係を構築する意欲
( ) 周囲との調和や良好な関係を構築する能力
( ) 地域固有の情報や知識への精通度
( ) 河川レンジャーとして行いたい活動内容の地域での必要性

### (3) 評価ならびに河川レンジャー候補者の決定方法

評価は、審査項目毎に5段階評価(優れている度合い)により行い、最終評価値の上位 名を河川レンジャー候補者として、レンジャー会議に推薦するものとする。

### (4) 審査結果の公開

推薦委員会における審査結果は、河川レンジャーの任命後(任命者がいない場合はレンジャー会議での審議後)に、以下の内容を木津川上流河川事務所ホームページで公開する。

(公開する内容)

- ・「河川レンジャー希望者」登録者数
- ・「河川レンジャーの審査」受審者数
- ・「河川レンジャー候補者」受審番号
- ・「河川レンジャー予定者」受審番号
- ・「河川レンジャー任命者」氏名

個々の受審者には、推薦委員会が文書で通知を行う。

なお、「河川レンジャーの審査」に関する情報の開示を請求されたときは、「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」に基づき近畿地方整備局木津川上流河川事務所より開示する。

## 平成 22 年度 第 1 回 木津川上流管内河川レンジャー(試行)会議 議 事 要 旨

### (開催要領)

開催日時：平成 22 年 11 月 12 日(金) 18:30～  
開催場所：上野遊水地集中管理センター資料室 (2F 会議室)

### (議事次第)

1. 平成 22 年度実施スケジュールについて
2. 運営要領(案)及び同細則(案)の改訂について
3. 平成 22 年度河川レンジャー年間活動計画の決定について
4. 平成 22 年度公募について
5. その他

### (議事内容)

#### 1. 開会

事務局より配布資料の確認ならびに出席委員の紹介後、近畿地方整備局木津川上流河川事務所 荘川管理課長よりレンジャー会議開催に際しての挨拶が行われた。

#### 2. 平成 22 年度実施スケジュールについて

西座長の議事進行のもと、事務局より資料-1 に基づき説明が行われ、原案のとおり平成 22 年度の実施スケジュール(案)が決定された。

#### 3. 運営要領(案)及び同細則(案)の改訂について

西座長の議事進行のもと、事務局より資料-2 に基づき説明が行われ、原案のとおり運営要領(案)及び同細則(案)の改訂(案)が決定された。

#### 4. 平成 22 年度河川レンジャー年間活動計画の決定について

西座長の議事進行のもと、西・廣岡・溝延河川レンジャーより、平成 22 年度の河川レンジャー年間活動計画(資料-3)の説明が行われた。

本議題に関しての委員及び一般傍聴者の主な意見は以下のとおりとし、それらを踏まえ、計画への追加等を行うとともに今後の計画への検討事項とすることで「平成 22 年度河川レンジャー年間活動計画」は決定された。

「野鳥観察会」についてどれくらいの参加者を予定されているのか。

30 名程度を考えている。また、木津川中流域の淀川管内河川レンジャーからの参加協力についても検討している。

「トイレ設置状況調査」について、身体障害者や家族連れでの利用者に配慮した車椅子対応のトイレが設置されていない。これらについても調査していただきたい。  
地域で木津川を守る活動を行っている市民活動団体もあり、これらの団体との交流を深めていただきたい。

「野鳥観察会」とも交流し、連携した活動を行っていただきたい。

近年、背骨の曲がった魚が見つかったといった話を聞いている。川の水質状況などについても調査をしていただきたい。

## 5. 平成 22 年度公募について

西座長の議事進行のもと、事務局より平成 22 年度公募要領(案)(資料-4)の説明が行われた。本議題に関しての委員及び一般傍聴者の主な意見は以下のとおりとし、河川レンジャーの活動範囲について一部事務局検討事項として「平成 22 年度公募要領(案)」は決定された。

木津川上流管内には、南山城村や笠置町も含まれており、今後は多方面に活動を PR し、連携・協働していきたい。

活動拠点を上野遊水地集中管理センター資料室としているが利用可能か。

事前の申込みにより利用できるようにしていきたい。

河川レンジャーの応募状況が少ないため、新たな広報が必要ではないか。

今年度は河川レンジャーの PR 用パンフレットの作成も考えている。

図書館や交流センターへの配付等を行ってはどうか。

活動範囲を「当面の間三重県内」とされているが、南山城村や笠置町など活動範囲の拡大について事務局で検討していただきたい。

## 5. その他

事務局より、今回決定した「平成 22 年度河川レンジャー年間活動計画」の事務所長への報告ならびに「平成 22 年度の公募要領(案)」について、事務局検討後に懇談会会員の確認を行い 11 月下旬より公募を開始する旨の説明が行われ「平成 22 年度 第 1 回 木津川上流管内河川レンジャー(試行)会議」を閉会した。